

大綱Ⅳ

ともに育ち、広がる学び

少子化や教育環境の変化、学習の方法や機会の広がりにより、子育て環境や世代を問わない幅広い学びをめぐるニーズは一層多様になっています。

前期基本計画では、地域と一体となった子育て支援の充実や学校教育の質の向上に加え、地域の歴史や特性、課題を学ぶ社会教育や生涯学習の場を通じて、自己の成長を実感できる地域社会の実現を目指します。

IV-1 地域の子育て支援

- ① 子育て環境の充実 123
- ② 子どもの居場所づくり 124

IV-2 母子保健

- ① 母子保健の充実 126

IV-3 幼少期の保育・教育

- ① 保育環境の充実 128
- ② 幼児教育の充実 130
- ③ 学童クラブの充実 131

IV-4 学校教育

- ① 学校教育の充実 132
- ② 教育相談活動の充実 134
- ③ 地域とともにある学校づくり 135

IV-5 高校・大学教育

- ① 人材育成の推進とまちづくりとの連携 137

IV-6 青少年育成

- ① 地域と連携した社会教育の推進 139

IV-7 生涯学習

- ① 生涯学習の推進 141
- ② 図書館の充実 142

IV-8 スポーツ

- ① スポーツ活動の充実 144

IV-9 芸術・文化

- ① 芸術・文化活動の充実 146
- ② 文化財の保護・活用 147

IV-1

ともに育ち、広がる学び

地域の子育て支援



基本方針

子育て中の親子が集い交流を図ることのできる場の拡充など、子どもを生き育てやすい環境づくりに努めます。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進するとともに、子育てサロンなど地域の子育てへの取組を支援します。

主観指標

子育て支援に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.99
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 子ども政策課

1 子育て環境の充実



現状と課題

- 市の子育て支援の拠点である子育て支援センター「ふぁみりこ」を中心に、市内全域に「子育て支援センター」や地域の方々が自主的に運営する「子育てサロン」など、未就学児の親子が安心して集える場は充実してきました。
- 本市で子育てをする家庭については市外出身者の割合が50%を超えています。身近に頼れる親族等がない家庭であっても安心して子育てができ、育児と仕事との両立が図れるようファミリー・サポート・センター事業やホームスタート（子育て支援家庭訪問事業）など、市民の力をいかした子育て支援の体制づくりを進めていく必要があります。
- 子育てに困難を抱える家庭の課題は、貧困やネグレクトなどの様々な問題が絡み合い複雑化しています。子どもやその保護者などが安心して相談・救済を求めることができる包括的な支援体制を構築する必要があります。
- ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るためには、保護者の就労支援・経済支援を充実させるとともに、相談・情報提供、子育て・生活への支援など総合的に取り組む必要があります。

取組と方針

- 共働き家庭でも安心して子どもを育てることができるよう、子育て環境の整備を図るとともに、保護者の育児不安や孤立感など様々な悩みを解消できるよう、地域全体で子育てを支援する体制づくりに取り組みます。
- 「子ども家庭センター」を中心に、全ての子ども、子育て家庭、妊産婦に対して、総合的かつきめ細やかな相談・支援を提供するとともに、関係機関との連携による早期支援体制の強化に取り組みます。
- SNS等を活用し、子育てに関する情報を積極的に発信するなど、子育て世代の多様なニーズに応じた情報提供を推進します。

主な取組

- 子育て支援センター「ふぁみりこ」の充実
- 各子育て支援センター・子育てサロンの支援
- ファミリー・サポート・センター事業やホームスタート等利用者支援体制の充実
- 「子ども家庭センター」における家庭児童相談体制の充実
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実
- ひとり親家庭に対する支援の充実
- 地域が取り組む多様な子育て支援活動への支援
- SNS等多様なメディアの活用

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

子育て中の親子のふぁみりこ
利用登録率（0～2歳児）

62.1%

70.0%

役割

市

- 子育て支援関連事業の実施
- 地域の子育て支援活動への支援

市民

- 子育てに関するボランティアへの参加
- 子育てサロンの立ち上げ、運営

事業者等

- 従業員への子育て支援強化及び子育て応援宣言実施
- 店舗等への子育て支援環境整備

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市こども計画

2 子どもの居場所づくり

現状と課題

- 子どもふれあい館や長松子ども館など、放課後に子どもが自由に集うことができる場が地域により運営されています。
- 地域の中で多様な価値観とふれあい、社会性を育むことができる子どもの居場所が地域の方たちにより運営されています。
- 老朽化に加え、児童が遊ぶことのできる園庭がないことなどから那珂湊児童館については、移転について検討する必要があります。
- 子育て支援・多世代交流施設内に開設している、屋内で子どもが体を動かして遊ぶことのできる「コドモノアソビバ」については、スペースの拡大等について検討する必要があります。

取組と方針

- 放課後や休日などに、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりを支援していきます。

用語解説

- **ファミリー・サポート・センター**...サービスを受けたい利用会員とサービスを提供できる協力会員による有償の援助組織。小学生以下を対象とした育児援助と高齢者・障害者を対象とした生活援助を行っている。
- **子育てサロン**...子どもの遊び場や保護者の交流の場として、コミュニティセンター、自治会館などで提供される地域のたまり場。
- **ふぁみりこ**...子育て支援の拠点として、子育て中の家庭が安心して集える場の提供のほか、子育て中の家庭に対する育児不安等についての相談事業、子育てに関する情報の発信や地域の子育てサロンへの支援等を行う施設。
- **子育て支援センター**...子育て中の家庭への支援活動を担う専門の職員を配置し、育児に関する相談指導や情報提供、子育てサークルの育成・支援を実施する施設。
- **子育て応援宣言**...「子育て応援宣言企業等登録事業」により事業所や店舗等が行う宣言で、従業員に対する子育て支援や子連れで安心して入店できる環境づくりなどに積極的に取り組むことを宣言し、活動するもの。
- **子ども家庭センター**...令和6年度に設置した相談・支援機関で、保健師、こども家庭支援員、ケースワーカー等が連携し、母子保健や子育てに関する相談のほか、虐待事案等に対応している。

主な取組

- 子どもふれあい館運営支援
- 長松子ども館運営支援
- 子どもの居場所事業運営支援
- 那珂湊児童館の管理運営、移転検討
- 子どもが思い切り体を動かして遊べる場の検討

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
子どもが自由に集うことができる場（子どもふれあい館・長松子ども館・子どもの居場所）の数	10 か所	12 か所

役割

市

- 地域の取組への支援
- 那珂湊児童館の管理運営

市民

- 子どもの居場所の設置、運営
- プレーパーク活動の実施

事業者等

- 子どもの居場所の設置、運営

関連する市の計画等 > ●ひたちなか市こども計画



IV-2

ともに育ち、広がる学び

母子保健



基本方針

妊婦のための支援給付や子どもや妊産婦などの医療費に対する助成を行うとともに、健康診査や育児相談を実施するなど妊娠・出産期から子育て期に至るまで、全ての親子が健やかに生活するために必要な支援を切れ目なく行います。

主観指標

子育て支援に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.99
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 子ども未来課
- 国保年金課

1 母子保健の充実



現状と課題

- ライフスタイルの多様化により、子育て家庭を取り巻く環境が変化し、育児の悩みも複雑化しています。子ども家庭センターを中心として、保健と福祉の両面から、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実を図る必要があります。
- 妊娠届出時に保健師等が全ての妊婦と面談を行い、経済的支援と伴走型相談支援を組み合わせ、安心して出産・子育てができるよう環境整備や支援を行っています。
- 妊産婦健康診査を通して、必要に応じて産後ケア事業や早期の乳児家庭全戸訪問に繋げるなど、医療機関と連携しながら支援を行っています。
- 養育環境の把握や保健指導を行うため、乳幼児健康診査の受診状況や保育所等の通所状況等を把握し、乳幼児の所在や健康状況の確認を行っています。
- 子育てを支援するため、子どもや妊産婦、ひとり親家庭の医療費助成を行います。

取組と方針

- 妊産婦・乳幼児健康診査を継続し、受診率の向上を目指すとともに、未受診者に対しては子どもの安否を含めた状況を把握します。
- 子ども家庭センターを中心に、全ての家庭を対象として、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。
- 妊娠期から経済的支援と伴走型相談支援を効果的に組み合わせ、乳児家庭全戸訪問や産後ケア事業などの母子保健事業を通じて、全ての家庭が安心して子育てができるよう支援を行います。
- 子育てを支援するため、子どもや妊産婦、ひとり親家庭の医療費助成を行います。

主な取組

- 妊産婦・乳幼児健康診査
- 育児相談等による保健事業
- 産後ケア事業
- 乳児家庭全戸訪問
- 妊産婦育児相談体制の充実
- 不育症検査及び治療費の助成
- 妊婦支援給付金
- プレパパ・プレママ教室
- 子どもや妊産婦、ひとり親家庭の医療費助成

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
幼児健康診査受診率 （1歳6か月児及び3歳児の受診率平均）	97.0%	99.1%

役割

市

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

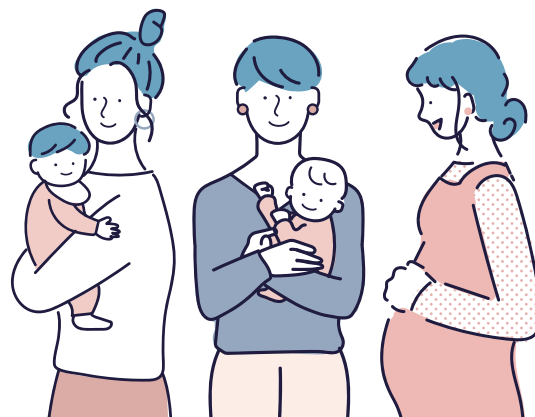
市民

- 各種健康診査の受診および母子保健事業の積極的活用

事業者等

- 市や関係機関との連携

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市こども計画 ● ひたちなか市健康応援プラン



用語解説

- 伴走型相談支援...妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、個々のニーズに即した必要なサービスにつなげる支援。

IV-3

ともに育ち、広がる学び

幼少期の保育・教育



基本方針

保育サービスについては、障害児保育、延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育のほか、新たに「こども誰でも通園制度」を加えるなど、更なる充実を図ります。

幼児教育については、幼児教育相談を実施するなど保護者の子育てを支援するとともに、防犯・防災教育の充実を図ります。

また、公立幼稚園の役割やあり方について検討するとともに、保幼小の連携を推進し、小学校教育への円滑な移行を目指した工夫・改善に努めます。

特別な配慮を要する幼児については、関係機関との連携を強化し、小学校への移行を視野に、個々の特性に応じた支援を行っていきます。

さらに、保護者の就労を支援するため、小学生の放課後、長期休業期間中の安全な居場所となる学童クラブの充実を図ります。

主観指標

子育て支援に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.99
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 幼児保育課
- 教育政策課
- 青少年課

1 保育環境の充実

現状と課題

- 将来にわたって質の高い保育を提供していくため、保育施設の適切な維持管理と、予想される保育需要の減少に応じた運営体制の最適化に取り組む必要があります。
- 保育士不足により園児の受け入れ体制に支障が生じないよう、市内の保育所で働く保育士の確保に努める必要があります。
- 保育士が仕事にやりがいを感じながら、安心して働き続けられる環境を整えていく必要があります。
- 病児・病後児保育をはじめ、多様なニーズに対応した保育サービスが求められています。
- 障害がある子どもなど支援を要する児童の受け入れ体制の確保が課題となっています。

用語解説

- 一時預かり...保護者の病気や冠婚葬祭、育児疲れ等により一時的に家庭保育が困難な場合の保育。
- 病児・病後児保育...保護者が就労などの理由で病気又は病気回復期の児童の家庭保育が困難な場合に、一時的に預かり保育を提供するサービス。
- こども誰でも通園制度...保護者の就労を要件としない新たな通園給付制度。対象者は保育所等を利用していない0歳6か月から満3歳未満のこども。

取組と方針

- 保育所の利用定員に対する入所児童数の割合を注視しながら、需要に応じた利用定員の確保に努めます。
- 民間認可保育所における施設の維持管理を支援するとともに、老朽化した公立保育所の計画的な修繕や、需要に応じた適正配置に努めます。
- 保育業務の ICT 化や業務改善を推進するとともに、各種研修など保育士のスキルアップを支援することで、ゆとりや意欲を持って働き続けることができる環境づくりに努めます。
- ハローワークや保育士養成学校と連携し、求職者と保育施設のマッチングを図るとともに、保育現場の紹介や保育の仕事の魅力発信に取り組みます。
- 多様な保育ニーズに対応するため、民間認可保育所等における延長保育や一時預かり保育、病児・病後児保育などの事業を支援します。また、こども誰でも通園制度については、ニーズに応じた受け入れ体制の確保を図ります。
- 障害がある子どもなどが円滑に保育所を利用できるよう、民間認可保育所による障害児などの受け入れを支援します。

主な取組

- 公立保育所運営の充実
- 民間保育所等の保育サービスの支援
- 保育施設の維持管理
- 保育士が働き続けることができる環境の整備
- 保育士の確保
- 民間認可保育所における障害がある子どもなどの受け入れに対する支援

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
① 保育所の待機児童数	0人	0人
② 病児保育事業（病児対応型） 実施施設数	3か所	3か所

役割

市

- 保育サービスに対する支援
- 障害がある子どもなどの受け入れに対する支援

事業者等

- 保育サービスの実施
- 障害がある子どもなどの受け入れ

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市こども計画

2 幼児教育の充実

現状と課題

- 那珂湊第一幼稚園を那珂湊第三幼稚園に統合し、3園（佐野幼稚園・東石川幼稚園・那珂湊第三幼稚園）を拠点園として運営しています。
- 公立幼稚園では、保護者との個別面談や園外での活動を行うなど、子育て支援の充実を図るとともに、地域社会と連携した幼児教育の推進に取り組んでいます。
- 保幼小連携の強化により、小学校での学習や生活にスムーズに移行するための環境を整える必要があります。
- 特別な支援を要する幼児が増えており、公立幼稚園では介助員の配置や特別支援教育を充実させるなど、受け入れ体制を確保する必要があります。
- 共働き世帯の増加など、家庭環境や社会環境の変化に対応するため、幼稚園の保育環境の充実を図る必要があります。
- 公立幼稚園については、いずれも建築から約 50 年が経過し、園舎の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕等を行う必要があります。
- 少子化に伴う園児数の減少を見据え、効率的な運営体制の構築に取り組む必要があります。

取組と方針

- 公立幼稚園においては、遊びをとおしてより自発的・体験的に心身の発達が促されるよう、地域との連携と教育内容の充実を図っていきます。
- 家庭環境等の変化に対応するため、開園時間外における預かり保育を実施します。
- 特別な支援を要する幼児に対しては、副担任や介助員を適切に配置します。関係機関との連携を強化し、特別支援教育を充実させることにより、誰もがともに多様性を尊重し合いながら学ぶインクルーシブ教育体制の整備に努めます。
- 公立幼稚園については、施設の計画的かつ効率的な維持管理に取り組むとともに、職員や施設について、需要に応じた適正配置に努めます。

主な取組

- 教育内容の充実（小学校教育との連携強化）
- 子育て支援の充実（保護者との交流事業）
- 地域社会と連携した幼児教育の推進
- 子どもの発達等に応じた支援（特別支援教育・外国籍幼児教育の充実）
- 公立幼稚園の維持管理

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

幼稚園の教育に対する満足度

2.61

2.70

役割

市

- 教員の研修
- 幼稚園関係者の評価
- 地域社会との連携
- 小学校との連携
- 保護者との交流
- 幼稚園施設の維持管理

市民

- 幼稚園事業への参加・協力

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市こども計画

3 学童クラブの充実

現状と課題

- 公立学童クラブでは登録者数の増加により待機児童が発生しており、クラス数拡大のための場所及び放課後児童支援員の確保が課題となっています。
- 特別な支援を必要とする児童が年々増加していることから、令和6年度から要配慮児童相談支援業務を開始し支援の充実を図りました。
- 保護者アンケートにより要望のあった開設時間の拡大について、長期休業期間の前倒しや終了時間の延長を行いました。
- 保護者の多様なニーズや就労形態に対して、多様な取り組みがある民間学童クラブへの補助を継続するとともに、公立学童クラブにおける待機児童解消の手段として新規開設した民間学童クラブへの補助を開始しました。

取組と方針

- 余裕教室が確保できない学校については、放課後利用しない教室のタイムシェアについて、検討・改善していきます。
- 学童クラブ専用施設については交付金を活用した修繕により長寿命化を図っていきます。
- 公立学童クラブの放課後児童支援員に対して多彩な研修を実施することにより育成支援の資質向上を図ります。
- 特別な支援が必要な児童に対しては、要配慮児童相談支援業務を継続していきます。

主な取組

- 公立学童クラブ運営の充実
- 要配慮児童相談支援業務の継続
- 公立学童クラブの教室環境等の整備
- 民間学童クラブの運営支援

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
学童クラブ運営全般に満足している利用者の割合	96%	96%以上

役割

市

- 学童クラブの充実

市民

- 地域住民等の参画

事業者等

- 放課後児童の安全安心な居場所の提供

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市こども計画

IV-4

ともに育ち、広がる学び
学校教育

基本方針

小・中・義務教育学校においては、自ら考え行動し、より良い社会の創造に貢献できる市民の育成を目的とし、児童・生徒が基礎的・基本的な力を身に付けながら課題解決能力や自治的能力等を育てていくことを支援します。そのため、地域との連携を深め、社会に開かれた教育課程を着実に実施し、学びとその支援のあり方について不断の検証と改善に努めます。

また、不登校やいじめ等については、未然防止のため教職員が児童・生徒と向き合うことに重点を置いた上で、困難を抱えた児童・生徒の支援の充実に努めます。

学校施設については、子どもたちが安全で意欲的に学べる環境の確保に向け、計画的な整備を進めていきます。

小・中学校の適正規模化については、児童・生徒数の減少、学校施設の老朽化を踏まえ地域の声を十分に聞きながら進めていきます。

主観指標

教育環境に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.99
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 教育政策課
- 指導課
- 学校管理課
- 青少年課

1 学校教育の充実



現状と課題

- ますます予測困難になる時代を子どもたちが生きていくために、学びについて、課題を発見し解決へ向け仲間と試行錯誤し成果を発信する、よりモチベーションを重視したスタイルへ転換する必要があります。
- 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあり、自立と社会参加を推進していくためには、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、個々の児童・生徒に応じて、可能な支援を行っていく必要があります。
- 教員の研修についても、子どもたちのロールモデルとして変化を前向きに捉えて学び続ける姿をめざし、セルフマネジメントを基本として、より自ら求める主体的な研修へ転換することが求められています。
- 教育設備・備品の充実については、全小・中・義務教育学校で児童・生徒の熱中症対策として普通教室等へのエアコン整備を完了しているほか、教育用タブレットや前回導入したネットワーク機器等の更新作業を行う必要があります。引き続き社会情勢や環境の変化を見据えながら、ICTを日常的に活用できる環境を整備するとともに、教職員のICTに関する活用指導力の向上を図る必要があります。
- 児童・生徒が学習や運動にのびのびと取り組めるよう、安全安心な教育環境の整備を進めており、耐震化事業についても完了していますが、築40年以上を経過するものが約6割を占め、計画的な改修等を行っていく必要があります。
- 学校給食については、学校給食衛生管理基準に基づき安全・安心な給食の提供に取り組みます。また、栄養バランスのとれたおいしい給食の提供を通じて、食育の充実を図ります。
- 教職員の授業以外の業務が増え、長時間勤務が深刻化していることから、教職員の働き方を見直し、児童・生徒に向き合う時間を確保し、効果的な教育活動が行えるようにする必要があります。
- 教職員の長時間勤務の問題等、学校や教育委員会だけでは解決が困難な課題に対応していく必要があります。

取組と方針

- 一人一台端末を核として ICT の諸機能を最大限に活用しながら、個別最適な学びや自己調整学習、課題解決重視の探究的な学びを推進します。
- 中学校英語科においては、All English 授業や複数校間英会話交流などをとおして、英語発信力の向上を図ります。
- 自治的な活動については、ルールメイキングを含むよりよい学校づくりのために、学級会、委員会、生徒会総会等の集団・場面における企画や話し合いの進め方について体験的に学び成果を発信する取組を展開します。
- 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対しては、就学相談や学校介助員の配置、関係機関との連携・協力により、支援体制の充実に努めます。
- 教職員の研修については、各自の省察に基づく、国・県等の機関のオンライン等の講座の受講や、市教育研究会等が主導するピアラーニングや共同研究の実践を奨励・支援します。
- タブレット端末やネットワーク機器等の更新作業を進めながら ICT を日常的に活用できる環境を整え、ICT を活用して協働的な学び実践し、自ら問題を発見し解決できる資質・能力の育成を図っていきます。
- 学校施設の長寿命化を視野に入れ、年次的な計画に基づき改修を進めるとともに、社会情勢の変化等を弾力的に反映させながら、教育設備や給食設備、備品の整備・充実に取り組みます。
- 教職員の長時間勤務を解消するため、市と教育委員会と学校が地域などと協力して「教職員の働き方改革」を推進し、時間外勤務時間の削減や勤務環境の改善等に取り組みます。
- 「総合教育会議」において、教育の現状や課題について市長部局と情報を共有するとともに諸課題について、教育委員会と市長部局が一体となって解決を図ります。

主な取組

- 保護者・地域対象の学校の授業公開の推進（教科授業・自治的活動授業）
- 茨城高等専門学校留学生との交流における英会話体験、複数校間英会話交流、英語プレゼン発表会
- 学校介助員配置事業、教育支援委員会による就学相談対応
- 教職員研修に関する事業
- 小・中・義務教育学校施設・備品等の整備
- 教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の推進
- 総合教育会議の充実

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
「授業で学んだことを、実生活と結び付けて考えることができる」児童・生徒の割合	小6 40.2%	小6 44.0%
	中3 25.4%	中3 30.0%

役割

市

- きめ細かな指導体制の整備と多様な学習活動の保障
- 教育設備や備品の整備・充実

市民

- 教職員の働き方改革推進のための保護者や地域の協力

事業者等

- 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援及び市との連携・協力

2 教育相談活動の充実

現状と課題

- 不登校やいじめなど学校や家庭での生活に関する児童・生徒や保護者からの悩みの相談については、教育相談員等が対応しています。
- 不登校児童・生徒の居場所づくりや社会的自立を支援する教育支援センターとして、本市では「いちょう広場」を開設しています。
- 本市の小・中学生の不登校については、全国と同じく増加傾向にあります。
- 学習環境やライフスタイル、家庭の在り方の変化等に伴い、相談の内容は多様化・複雑化しており、解決に関係機関との連携を必要とするなど対応が困難なケースが増えています。
- 様々な問題を抱えた児童・生徒や家庭を支援するためには、相談スタッフの活用に加え、関係機関や地域との連携が必要となっています。

取組と方針

- 不登校やいじめの未然防止を図るため、安心・安全で魅力ある学校づくりに努めます。
- カウンセリングアドバイザーの監修により「いちょう広場」や相談活動のあり方について、不断の検証と改善を図ります。
- 不登校対策支援員を配置し、引きこもり傾向にある児童・生徒への支援に取り組みます。
- スクールソーシャルワーカーの配置により、不登校が長期化した児童・生徒と家庭に対し、教育と福祉の両面から支援をしていきます。

主な取組

- 安心安全な学校づくりの推進
- 「いちょう広場」運営
- 教育相談事業（電話、メール、来所）
- 不登校対策支援事業

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
「こまりがとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」児童・生徒の割合	小学校 70.6%	小学校 72%
	中学校 74.9%	中学校 75%

役割

市

- 学校・教育支援センター等における教育相談活動の充実

市民

- 不登校児童・生徒への支援及び市との連携・協力

3 地域とともにある学校づくり

現状と課題

- 各学校の学校運営協議会においては、育てたい児童・生徒像や、目指す学校像とそれらを具現化するための教育課程等について協議し、地域の方々の意見を学校運営に反映させています。
- 保護者や地域住民に対し、学校の情報をより積極的に提供することをおし、多くの意見や協力をいただきながら、学校運営の充実・改善にいかしていく必要があります。
- コミュニティ組織のイベント等に主に中学生が主体的に参画している好事例を踏まえ、地域と学校との協働の場を充実させていくことが望まれます。
- 地域と学校が連携し、地域社会全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と地域の実情にあった「地域学校協働活動」を進めています。
- 生まれ育ち暮らし学び働く“まち”において、自然や先人が築いてくれた資源から享受できるものに対する感謝や愛着を基礎とし、その上に、自ら社会の創り手として貢献しようとする、より主体的なシビックプライドの醸成を進めています。

取組と方針

- 学校と家庭や地域が連携し、将来を担う子どもたちが地域に学び、地域の良さを体験できるようにします。
- 学校運営協議会において、地域の方々から、身近にある自然・食・歴史等の豊かな教育資源の活用に関する提案や協力をいただくことにより、より体験的で特色ある教育活動を実現します。
- 授業公開等の機会を増やし、参観した地域の方々的心声を教育課程等に反映できるようにします。
- コミュニティ組織の活動への児童・生徒の参画の機会を拡大すること等をおして、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進を図ります。
- 豊かな地域資源についてよりリアルに体験する機会を設けます。

主な取組

- 学校運営協議会における教育課程等に係る協議の促進
- コミュニティゲスト事業、部活動指導員支援事業、部活動外部指導者支援事業
- ひたちなかキャリア探検ラリー事業
- ひたちなかふるさと体験プログラム・ふるさと検定事業
- 保幼小中接続・連携
- 地域学校協働活動の推進

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
学校と地域が連携していると 感じる人の満足度	3.64	3.75

役割

市

- 地域人材を積極的に活用できる事業施策の実施

市民

- 学校教育活動への参加・協力

事業者等

- 地域学校協働活動への参加・協力

用語解説

- **総合教育会議**... 首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有して執行できるよう、教育の大綱や重点的施策等について協議・調整を行う。
- **社会に開かれた教育課程**... 授業や行事において、校外の資源を積極的に活用することにより、社会と連携・協働した取組を充実させること。
- **インクルーシブ教育システム**... 全ての子どもたちが共に学び、成長できる教育環境。
- **個別最適な学び**... 児童生徒一人ひとりの特性や学習進度、興味・関心等に応じた最適な学びの機会を提供する教育。
- **自己調整学習**... 学習者自身が主体的に学習をコントロールしながら目標を達成する学習スタイル。
- **複数校間英会話交流**... 中学生を対象に、学校間をオンラインでつなぎ、英会話を通した交流を行う。
- **ルールメイキング**... 校則や行事などの見直し・制定に児童生徒が主体として参画する取組。
- **教育相談員等**... 学校においては、相談、不登校児童・生徒対応の別室運営や家庭訪問を、教育委員会においては、電話・メール・来所による相談、「いちよう広場」来所者への対応を各種相談員が担当。
- **カウンセリングアドバイザー**... 教育委員会にて臨床心理に関する専門的な見地から相談を行う。
- **スクールソーシャルワーカー**... 教育と福祉の両面から、関係機関と連携して対応する有資格者。
- **社会に開かれた教育課程**... より良い社会を創るために、学校教育で育成したい資質・能力を教育課程において明確にし、社会と連携・協働により実現を図ること。
- **学校運営協議会**... 学校と地域が連携・協働して学校運営を進めることを目的として設置された機関。（協議会委員：地域の住民、対象学校の児童生徒の保護者、学校運営に資する者、学識経験者等）
- **地域学校協働活動**... 地域住民や企業・団体等の参画により、地域社会全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生するための活動。

IV-5

ともに育ち、広がる学び

高校・大学教育



基本方針

市内唯一の高等教育機関である茨城工業高等専門学校と、産業振興、防災、生涯学習など幅広い分野における連携を推進するとともに、周辺都市の高等教育機関等とも幅広く連携し、地域課題の解決や地域の活性化、人材の育成・定着に努めます。

また、ものづくりや医療・福祉分野などにおける若い人材を育成する新たな高等教育機関の誘致等に努めます。

主観指標

教育環境に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.99
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- プロジェクト推進課
- 教育政策課

① 人材育成の推進とまちづくりとの連携

現状と課題

- 本市には、高等学校が5校設置され、普通科のほか、工業、商業、水産業に関する学科など多彩な教育課程が展開されているとともに、本市唯一の高等教育機関として茨城工業高等専門学校が設置され、専門的な知識・技術を有する人材を育成しています。
- 市と茨城工業高等専門学校との包括的な連携協力に関する協定に基づき、地域産業の振興・活性化や人材育成、国際交流などの取組を推進しています。
- 地域活性化や健康づくりの推進、災害対策をはじめとしたまちづくりの分野などにおいて、大学等との連携・協力を推進しています。
- 高等学校や高等教育機関等が有する専門的な研究成果や知見、学生の活動をより効果的に活かせるよう取り組んでいく必要があります。
- 教育の均等な機会の提供や有為な人材の育成、医療・福祉分野の専門職種や中小企業への就業者の確保を通じて定住・定職につなげる必要があります。

取組と方針

- 市と茨城工業高等専門学校との間で締結した包括的な連携協定に基づき、地域産業の振興・活性化や人材育成、国際交流などの取組を推進します。
- 高等学校や高等教育機関等と連携して、大学等の有する専門的な研究成果や知見、学生の活動などをまちづくりにいかす取組を進めます。
- 社会情勢の変化に対応し、地域に必要な人材を育成する観点から、医療や看護・介護の分野、ものづくりの高度な技術の集積や工業系の教育機関の立地を背景とした理工系の分野などの人材を養成する、高等教育機関や研修機関等の誘致を検討します。
- 教育の機会均等と有為な人材育成のため、経済的な理由により修学が困難な学生に対して学資を貸与します。
- 本市の将来を支える人材の確保及び定住・定職を図るため、奨学金を返還している市民のうち、医療・福祉分野の専門職種又は中小企業に就業している方、起業している方、第一次産業に従事している方に対して補助を行います。

主な取組

- 茨城工業高等専門学校との連携
- 奨学金貸与事業
- 大学等とのまちづくりなどに関する連携
- 入学準備金貸与事業
- リーダーズクラブによる、各種まちづくりイベントへの参加協力
- 奨学金返還支援事業

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

茨城工業高等専門学校との連携事業数

19 事業

20 事業

役割

市

- 連携事業の企画、提案

事業者等

- 知的資源の提供
- 連携事業への参加

用語解説

- 高等教育機関...学校教育法上の大学、短期大学、高等専門学校等をいう。

IV-6

ともに育ち、広がる学び

青少年育成



基本方針

次代を担う青少年の健全な育成を図るため、地域や関係機関と連携しながら、指導・相談体制を充実するとともに、リーダーズクラブ、子ども会育成連合会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの青少年団体の活動を支援します。

また、子どもたちがその生涯にわたり地域の各世代の人々とふれあいながらスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会の確保・充実に努めます。

主観指標

青少年の健全育成に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.02
- 目標値（令和11年） 3.07

関係部署

- 青少年課
- 指導課

1 地域と連携した社会教育の推進

現状と課題

- 青少年の意識や行動が著しく変化し、家庭や地域の教育力の低下、インターネットや SNS 上における不確定な情報の氾濫など、青少年を取り巻く環境はより複雑化しています。非行や不登校、ひきこもりなどといった社会にうまく適応できない青少年も増加しています。
- 社会に適応する力を付けるため、青少年が自ら考え、学び、選択し、問題を解決する能力を養うなどの経験を積むことが必要となっています。
- 家庭、学校、地域及び青少年団体が連携しながら、青少年の健全な育成のための環境づくりに努めるとともに、青少年が社会的経験を積む機会の拡大などに取り組んでいくことが求められています。
- これまで、生徒のスポーツ・文化芸術活動は主に学校の部活動として行われてきましたが、少子化の影響や教員の働き方改革の必要性から、学校以外で活動を持続できる環境の整備が求められています。
- 子どもたちが自主的・自発的に活動に取り組むことができるよう、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、安全安心な活動を提供できる指導者の確保、学校施設の有効活用等の諸課題に適切に対応する必要があります。
- 子どもたちの希望する大会等への参加機会を確保するため、大会運営や引率等の体制を整備する必要があります。

取組と方針

- 青少年団体活動を支援するなどして、青少年が、多くの人々との交流や様々な体験、ボランティア活動などを通して、社会性や自立心などを身に付ける機会を提供していきます。
- 地域住民等による体験や交流の機会の情報提供に努めます。
- 悩みや困りごとへの対応と、非行や問題行動を未然に防止するための相談・指導体制・啓発の充実を図ります。
- 令和8年度から、休日の学校部活動を原則として行わず、スポーツ・文化芸術活動を地域において行えるよう各種地域クラブを認定し整備します。その後、平日の学校部活動についても地域クラブへの移行を推進します。また、これまで学校に部活動として設置されていなかった種目・分野についても広く整備を進めます。
- 家庭の経済状況により活動機会に差が生じないように、必要な支援を講じます。
- スポーツ・文化芸術団体、地域住民、保護者、学校などが連携し、地域の実情に応じた体制の構築を進めます。

主な取組

- 青少年団体への支援
- 体験や交流機会の情報提供
- 青少年相談事業
(電話等による相談・街頭指導等)
- 学校部活動の段階的な地域展開の推進
- 市公式ホームページや SNS、市報等での情報発信
- 指導者の確保と育成
- 関係団体等への説明会の実施、周知

施策評価指標

現状値 (令和7年)

目標値 (令和11年)

地域クラブ活動への生徒の参加率

0%

70.0%

役割

市

- 体験や交流事業などの機会・情報の提供
- 青少年団体への支援
- 相談・指導体制の強化
- 安全安心で質の高い活動を実施する運営団体や指導者の発掘と認定、支援

市民

- 地域社会における青少年と交流する機会の提供
- 地域クラブの運営や指導、応援等に積極的に関わり、多世代がふれあいながら地域の子どもを地域で育てる体制の構築

事業者等

- 地域社会における青少年の見守り活動の実施
- 地域クラブ運営団体の運営

用語解説

- **リーダーズクラブ**...市内在住、または市内の学校に通学している中・高生が参加しているボランティアグループ。イベントの企画運営やボランティア活動を行っている。

IV-7

ともに育ち、広がる学び

生涯学習



基本方針

子育て支援・多世代交流施設（ふぁみりこらぼ）を生涯学習の中心的な活動の場とし、市民のライフステージや社会的な課題等に対応した多様な学習需要に応える講座、教室等を開催することにより、自主的な学習及び活動を支援するとともに、集い・交流する場としてにぎわいの創出に努めます。

また、図書館については、本に親しむ環境づくりを推進するとともに、市民が利用しやすい魅力ある図書館を目指します。

老朽化した中央図書館については、建替えを進め、市民ニーズに応じた機能の充実を図るとともに、まちの魅力や情報、新たな本と出会える図書館を目指し整備を進めます。

主観指標

生涯学習環境に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.00
- 目標値（令和11年） 3.05

関係部署

- 生涯学習課
- 中央図書館

1 生涯学習の推進

現状と課題

- 市民の生涯学習の場として、こらぼ DE まなぼ等を開催しています。
- 市民の誰もが、生涯を通じて、いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、内容や日程等を検討していく必要があります。
- 子育てや高齢者世代などの様々な社会的な課題に対応するため、多様な市民が集い、交流することができる場や機会を継続的に提供し、更なる交流活動を推進する必要があります。
- 子育て支援・多世代交流施設について、市民が安全・安心に利用できるよう定期点検や適切な環境整備に努める必要があります。

取組と方針

- こらぼ DE まなぼ等を開催し、市民に身近な社会問題や地域課題などに関する学習機会を提供することで、生涯学習の推進に努めます。
- ふぁみりこらぼまつりや多世代交流イベント等を実施し、交流機会の拡充を図ります。
- 子育て支援・多世代交流施設の環境整備に努めるとともに、利用者の利便性向上に向けた取組を推進します。

主な取組

- ころぼ DE まなぼ等運営事業
- ふぁみりころぼまつりや多世代交流イベント等の実施
- 学習機会に係る資料・情報提供
- 子育て支援・多世代交流施設の運営

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

① ころぼDEまなぼの満足度（10点満点）	8.44	8.54
② 子育て支援・多世代交流施設登録団体数	477 団体	513 団体

役割

市

- 学習活動や多世代交流機会の提供

市民

- 自発的な学習活動や多世代交流への参画

2 図書館の充実

現状と課題

- 近年の市立図書館3館の入館者数は、減少傾向から横ばいとなっています。
- 幼少期から子どもが読書に親しむ環境づくりに向け、催事の工夫や関係機関との連携を深める必要があります。
- 新中央図書館については、令和10年度中の開館に向け、整備を進めています。
- 高齢者に比べ利用頻度が少ない若年層の利用拡大を図る必要があります。
- 市民の多様なニーズに応えるため、レファレンスサービスなどを充実させる必要があります。

取組と方針

- 市立図書館は、市民の教養と生活文化の向上を図るための生涯学習の拠点として、幅広い分野の資料を収集し提供するため、内容の充実を図り魅力ある図書館を目指します。
- 子どもの読書活動を推進するとともに、若年層の利用拡大に努めます。
- 誰もが利用しやすく魅力的な新中央図書館の整備を進めるとともに、図書館の施設や設備・機能の拡充を図ります。
- ICTの活用やレファレンスサービスの充実などを図り、利用者サービスの向上に努めます。

主な取組

- 新中央図書館の整備
- 本の魅力を伝える講演会や読み聞かせの会などの各種講座等の開催
- 小・中学校を対象に調べ学習等に対応したテーマ別の「図書パック」の貸出
- 自動貸出機など各種 ICT 機器の導入
- 電子書籍及びデジタル資料などの充実

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
① 図書館入館者数	291,000 人	432,000 人
② 資料点数	498,000 冊／15,400 点	513,000 冊／15,800 点
③ 図書館利用の総合満足度	95.0%	95.0%

役割

市

- 資料の充実
- 新中央図書館の整備
- 各種催事の開催
- 学校図書館支援事業の継続実施
- 施設・設備・機能の充実

市民

- 催事等への協力・連携

事業者等

- 催事等への協力・連携

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市子ども読書活動推進計画、新中央図書館整備基本計画



用語解説

- レファレンスサービス...利用者の質問に対して、回答となる情報の提供や、回答の含まれる情報源を提示・提供すること。
- 図書パック...市内小学校と連携し、各教科の学習や調べ学習で活用できる関連図書資料を貸し出し、子どもの読書活動を推進する取組。

IV-8

ともに育ち、広がる学び
スポーツ

基本方針

生涯を通じて誰もがスポーツに親しみ・楽しめる環境づくりを推進するため、スポーツ団体やコミュニティ組織などとの連携・協働の体制を強化し、市民の健康増進による活力あるまちづくりを目指します。

伝統に裏付けされた勝田全国マラソンや三浜駅伝競走大会については、今後もランナーに選ばれる大会となるよう魅力的な大会運営を目指します。また、市内及び県内に拠点を置き、トップレベルで活躍しているスポーツチームと連携し、競技の普及促進に加え、シビックプライドの醸成に努めます。

スポーツ施設については、施設の集約化や廃止などストック適正化を図りつつ、安全・安心な整備に努めながら、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指します。

主観指標

スポーツ振興に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.00
- 目標値（令和11年） 3.05

関係部署

- スポーツ振興課

1 スポーツ活動の充実



現状と課題

- 地域のスポーツ活動が多様化する中、スポーツ推進委員やスポーツ少年団など、地域スポーツを支える人材の確保と育成が重要であることから、スポーツ指導者の養成・確保を推進するとともに、研修機会の提供や地域との連携を強化することで、これらの指導者をより効果的に活用していく必要があります。
- スポーツ少年団については、少子化やスポーツ種目・習い事の多様化等の影響による団員数の減少、指導者の不足などにより活動の継続が難しくなっていることから、少年団活動の維持・活性化を促し、地域における子どものスポーツ機会の充実を図る必要があります。
- 勝田全国マラソンや三浜駅伝競走大会については、参加者数の確保が課題であることから、数ある大会の中からランナーに選ばれる大会となるよう引き続き魅力ある大会運営が求められます。
- 28 ある体育施設のうち設置30年以上の施設数が約7割を占め、老朽化が進み、改修費など維持管理費が高んでいる状況にあります。施設利用の実情や地域の意見を把握し、施設の集約化や廃止などストック適正化を図るとともに、安全なスポーツ環境の整備に向けて計画的に施設の改修を進めていく必要があります。

取組と方針

- スポーツを通じた市民の健康づくりや相互交流、スポーツイベント開催による地域の活性化など、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ・楽しめる環境づくりを推進します。
- スポーツ協会・スポーツ少年団の加盟団体や総合型地域スポーツクラブの運営・活動に対し、継続的に支援を行うとともに、スポーツに関わる地域の団体や人材の連携促進により、スポーツ指導者等の育成とスポーツ環境の充実を図ります。
- 勝田全国マラソン・三浜駅伝競走大会については、多くの市民の信頼と協力を基盤とし、市民の誇りや連帯を生み出してきた大会です。この伝統を守り、更にランナーに選ばれる大会として未来へと引き継いでいきます。
- プロ・実業団スポーツチームと連携したスポーツ教室やスポーツイベントを開催し、選手と市民の交流機会を創出し、スポーツを通じた地域振興をはじめ、競技の普及やスポーツ人口のすそ野の拡大を図ります。
- スポーツ施設については、計画的に改修・整備を行い、適切な維持管理に努めるとともに、施設の集約化や廃止などストック適正化を図ります。

主な取組

- スポーツ・レクリエーション団体支援
- 総合型地域スポーツクラブ支援
- 各種スポーツ指導者の活用、講習会の開催
- 勝田全国マラソン・三浜駅伝競走大会の開催
- プロスポーツ等の連携事業
- 総合運動公園施設改修事業、那珂湊運動公園施設改修事業、スポーツ施設整備事業

施策評価指標

週1回以上のスポーツ実施率

現状値（令和7年）

46.0%

目標値（令和11年）

54.0%

役割

市

- スポーツイベントの実施

市民

- スポーツ大会等でのボランティアへの参加

事業者等

- 広告・宣伝への協力
- プロ・実業団スポーツチーム等による市民との交流

用語解説

- **総合型地域スポーツクラブ**...地域密着型スポーツクラブの総称。子どもから高齢者、初心者からトップアスリートまでが参加でき、娯楽、競技力向上など個人のニーズに応じて活動できる複数種目型の総合的なスポーツクラブ。
- **ストック適正化**...老朽化が進むスポーツ施設の現状を分析・評価し、長寿命化や再編（集約・統合）を計画的に行うことで、持続可能かつ効率的な管理を目指す取組。

IV-9

ともに育ち、広がる学び

芸術・文化



基本方針

心豊かな市民生活の更なる充実に向け、芸術文化の祭典である芸術祭の開催や市文化会館との連携等による芸術文化鑑賞機会の創出をはじめ、市文化協会との協働や芸術文化活動に取り組む市民の自主的な活動への支援を通じて、幅広い世代が気軽に芸術文化に触れ、楽しみ、活動できる環境の充実に努めます。

長い歴史の中で守り伝えられてきた地域の貴重な財産である伝統芸能を次の世代に伝えるため、子どもたちの伝統文化活動の体験や発表機会の提供などを通じて、本市の歴史や文化に親しむ環境づくりを推進し、伝統文化の継承や郷土愛を育む機運の醸成に努めます。

また、十五郎穴横穴群・虎塚古墳や那珂湊反射炉跡、夤賓閣跡など、本市の貴重な歴史的資源を保護・活用し、その魅力を発信します。

主観指標

芸術・文化振興に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.02
- 目標値（令和11年） 3.07

関係部署

- 生涯学習課
- 教育政策課

1 芸術・文化活動の充実

現状と課題

- 文化会館の自主事業は、演目やジャンルを工夫しながら子どもから大人まで幅広く芸術文化に触れる機会を提供しています。
- 伝統文化の継承事業は、参加校が固定しており、新たな参加校がないことが課題となっています。
- 文化協会は、会員の高齢化がすすむとともに、新規会員が少ない傾向にあります。

取組と方針

- 文化会館の自主事業については、優れた芸術・文化団体の招致を継続するとともに、園児、児童、生徒を対象にしたプロ芸術家の派遣や、様々なジャンルの芸術文化の体験教室を実施するなど、子どもから大人まで幅広く芸術文化に触れ合う機会の充実に努めます。
- 子どもたちへ伝統文化の体験や発表の機会を提供し、本市に根付く伝統文化の継承や郷土愛を育む環境の整備に努めます。
- 総合発表会「春の祭典」などの市芸術祭や、「一日体験教室」を実施し、文化協会の活性化を図るとともに、市民が多様なジャンルの芸術文化に参加する機会を提供します。

主な取組

- 文化会館自主事業
- 芸術祭の開催
- 幼小中学生芸術鑑賞会、伝統文化継承事業、子ども伝統文化フェスティバルの開催
- 文化協会の育成
- 文化会館の適切な維持管理

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

伝統文化継承事業の実施日数

259 日

271 日

役割

市

- 芸術文化・伝統芸能機会の提供
- 文化団体の育成・活動支援

市民

- 芸術文化・伝統芸能活動への参画
- 文化団体の自主的な活動

2 文化財の保護・活用

現状と課題

- 本市には、十五郎穴横穴群・虎塚古墳や那珂湊反射炉跡をはじめとする国・県・市指定文化財があり、令和5年度には新たに十五郎穴横穴群が国史跡に指定されました。
- 十五郎穴横穴群と虎塚古墳の一体的な保存活用計画を策定し、適切な整備をする必要があります。
- 文化財に対する市民の興味・関心やシビックプライドが醸成されるよう、魅力ある展示や講座、講演会を開催する必要があります。
- 文化財愛護協会加盟団体をはじめとする所有者や保持者の協力を得て、文化財の保存・保護に努めていますが、団体の構成員の高齢化が進んでおり、後継者を育成する必要があります。

取組と方針

- 貴重な文化財を後世に引き継ぐため、市民の協力を得ながら文化財の保護・保存を適切に実施します。
- シビックプライドの醸成と文化財に親しむ環境の整備を図るため、保管する出土遺物や歴史資料の公開、講座等を開催し、貴重な歴史的資源の魅力を広く発信するとともに、教育的活用を図ります。
- 文化財の適切な保護・保存を図るため、後継者を育成するなど文化財保護に取り組む団体等を支援します。

主な取組

- 十五郎穴横穴群と虎塚古墳の一体的な保存活用計画等の策定
- 出土遺物や歴史資料等の展示・活用
- 史跡等の維持管理
- 文化財愛護協会への支援

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
埋蔵文化財調査センター及び武田氏館の年間団体入館者数	1,825 人	1,905 人

役割

市

- 文化財の調査・保護・保存
- 文化財の活用
- 文化財団体の育成

市民

- 文化財所有者による維持管理
- 地域・NPO 等による環境整備

関連する市の計画等 > ● 史跡十五郎穴横穴群及び虎塚古墳保存活用計画（令和9年度策定予定）



用語解説

- **虎塚古墳**...本郷川右岸の台地上に築かれた前方後円墳。古墳時代後期古墳の特徴を持ち、後円部に築かれた横穴式石室内に保存状態の良い彩色壁画が描かれている。
- **那珂湊反射炉跡**...水戸藩が幕末に国防の手段として鉄製大砲を铸造した際、大量の鉄を溶解するために建設された炉。1864年の争乱で破壊されたが、その後昭和12年に現在の復元模型が作成された。
- **十五郎穴横穴群**...古墳時代末期から奈良時代に、本郷川右岸の台地の崖面に露出する凝灰岩を掘り込んで築かれて、平安時代にかけて使われ続けた東日本最大級の横穴墓群。
- **竈竈閣跡**...現在の湊公園に、徳川光圀公の命により1698年に建設された水戸藩別邸。1864年の争乱で焼失した。

大綱 V

快適な暮らしを支える都市基盤

少子高齢化の進行や気候変動を背景に、生活・都市環境の整備の重要性が高まっています。

前期基本計画では、道路や上下水道、公園などの生活インフラの整備、区画整理事業による住環境の整備や公共施設の適切な維持管理・再編に取り組むとともに、市民や地域、関係団体と協力しながら、資源循環や環境保全、ごみ対策の推進などに取り組み、将来にわたって快適に暮らせる地域社会の実現を目指します。

V-1 魅力ある街並みの形成

- ① 魅力ある街並みの形成 151

V-2 市街地整備

- ① 中心市街地の整備 153
- ② 都市拠点機能の強化 154
- ③ ひたちなか地区のまちづくり 155

V-3 公共施設マネジメントの推進

- ① 公共施設マネジメントの推進 157

V-4 土地区画整理事業

- ① 土地区画整理事業 159

V-5 道路

- ① 市道の整備 161
- ② 国・県道の整備促進 162

V-6 上水道

- ① 上水道の整備 163
- ② 水道経営の効率化 164

V-7 生活排水

- ① 下水道 165
- ② 合併処理浄化槽 166

V-8 公園・緑地

- ① 公園の整備 168
- ② 緑化の推進 V-9 環境保全 169

V-9 環境保全

- ① 環境保全に係る意識の啓発と実践の推進 171
- ② 環境保全対策 172
- ③ 環境衛生対策 173
- ④ 斎場・墓地の整備・運営 174

V-10 資源循環型社会の構築

- ① ごみ減量化・再資源化の推進 175
- ② ごみ処理体制の充実 177

V-11 住宅

- ① 住宅 178
- ② 空き家等対策 179

V-12 公共交通

- ① コミュニティ交通の充実 181
- ② ひたちなか海浜鉄道への支援 182
- ③ 総合的な公共交通体系の構築 183

V-1

快適な暮らしを支える都市基盤

魅力ある街並みの形成



基本方針

本市の恵まれた自然環境を保全しながら、快適な生活環境を確保し、秩序あるまちづくりを行うため、市街化区域、市街化調整区域の区域区分や用途地域を適正に設定します。また、地区計画制度を活用するとともに、建築協定・緑地協定の締結を促進し、良好な景観形成を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

主観指標

良好な居住環境の整備に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.07
- 目標値（令和11年） 3.12

関係部署

- 都市計画課
- 建築指導課
- 農政課
- 公園緑地課

1 魅力ある街並みの形成



現状と課題

- 少子高齢化や人口減少等による都市の低密度化が懸念されています。持続可能な都市づくりを可能にするため、拠点となる地区へ都市機能や居住を集約し、公共交通でつなぐまちづくりを進める必要があります。
- 既決定の区域区分（市街化区域・市街化調整区域）、地域地区（用途地域等）については、計画的なまちづくりに対応するため適正に管理する必要があります。また、市街地の整備事業等の進捗に対応し、適宜見直す必要があります。
- 屋外広告物については、「茨城県屋外広告物条例」に基づき、適正な設置指導に努めています。
- 安全安心な都市の形成を図るため、宅地開発や建築行為に対する適切な指導、助言を行っています。既存の建築物については、適法な維持保全が図られるよう、所有者等への啓発を行っていく必要があります。

取組と方針

- 持続可能な都市づくりのため、立地適正化計画の評価・分析を適宜行い、都市機能や居住の誘導を推進していきます。
- 茨城港常陸那珂港区の埋め立て事業等の進捗に合わせ、区域区分（市街化区域・市街化調整区域）については、適宜見直しを行います。
- 地域地区（用途地域等）については、計画的なまちづくりに対応するため適正な管理に努めます。また、市街地の整備事業等の進捗に合わせ適宜見直しを行います。
- 地区計画については、必要に応じ新規決定を行います。また、既決定地区については適正な管理・指導に努めるとともに、適宜見直しを行います。
- 秩序ある市街地の形成と良好な居住環境の向上を図るため、関係法令等に基づく適正な開発行為や建築行為の指導を引き続き行うとともに、必要に応じて建築協定や緑地協定締結の指導を行います。

主な取組

- 立地適正化計画の適正管理
- 区域区分、地域地区の適正管理
- 地区計画の決定・変更及び適正管理
- 屋外広告物の適正な設置指導
- 適正な宅地開発指導や建築指導と、既存建築物の適法な維持保全

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
宅地化率	65.1%	68.1%

役割

市

- 都市づくりに関する制度の適正な運用及び市民、事業者への周知

市民

- 都市づくりへの理解と参加

事業者等

- 特性に応じた参画

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市第3次都市計画マスタープラン ● ひたちなか市立地適正化計画

用語解説

- **市街化区域**...都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で指定した区域。
- **市街化調整区域**...都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として、都市計画で指定した区域。
- **建築協定**...建築基準法に基づき、住宅地などの環境の維持増進を図るため、土地所有者などの全員の同意により、一定の区域を定めて、建築物の敷地、位置、構造、用途などに関する基準を定めた協定。
- **緑地協定**...ある程度まとまった規模の区域について良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づき、土地所有者などの全員の合意により定められる、緑地の保全又は緑化に関する協定。
- **立地適正化計画**...持続可能な都市構造への再構築を目指し、今後の人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため、暮らしに必要な医療、福祉、商業等の各種施設（都市機能）や居住の維持・誘導の方針を定める計画。
- **都市計画マスタープラン**...都市計画法の規定に基づいた市の都市計画に関する基本的な方針。市民協働によるまちづくりの推進を図るために都市づくりの理念及び基本的な整備方針を定めている。

V-2

快適な暮らしを支える都市基盤

市街地整備



基本方針

勝田駅周辺の中心市街地や那珂湊地区、佐和駅周辺地区については、本市の拠点地区として、公共機関や商業・医療などの生活機能、交通結節機能をはじめとする都市機能について、それぞれの地区の特性に応じた誘導や、土地区画整理事業による市街地の整備を進めます。中心市街地の整備については、勝田駅東口地区の再開発や日立製作所ひたちなか総合病院を核としたまちづくりなどの取組による多様な都市機能や都市基盤、良好な居住環境をいかし、市民とエリアの将来像を共有しながら、官民が連携し、心地よく過ごせる魅力的なエリアにするための取組を進めます。

ひたちなか地区においては、まちづくりの観点から将来を見据えた未利用地の利活用について、主体的に検討を進めるとともに、国営ひたち海浜公園や茨城港常陸那珂港区の整備を促進します。

主観指標

良好な居住環境の整備に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.07
- 目標値（令和11年） 3.12

関係部署

- 都市計画課 ● 道路管理課 ● 区画整理事業課 ● 区画整理一課 ● 区画整理二課
- 那珂湊土地区画整理事務所 ● 中央図書館 ● プロジェクト推進課 ● 商工振興課

1 中心市街地の整備

現状と課題

- 勝田駅東口地区市街地再開発事業やひたちなか総合病院の建替えにあわせた歩いて暮らせるまちづくりを進め、本市の玄関口にふさわしい駅前広場や商業、医療、福祉などの多様な都市機能のほか、誰もが安心して歩くことができる歩道や豊かな自然をいかした公園、良好な居住環境などが形成されています。これらを活かすことで、より豊かな都市空間やさらなるにぎわいの創出につながる可能性を秘めたエリアとなっています。
- 一方で、今後の人口減少により、市街地の低密度化が進行し、生活に必要な商業施設や医療施設等のサービス水準が低下していく恐れがあります。
- 令和10年度中の新中央図書館の開館に向け、整備を進めています。
- 中心市街地の生活拠点となる武田及び六ッ野地区については、健全な市街地を形成するため、都市基盤の整備を進める必要があります。

用語解説

● **バリアフリー・ユニバーサルデザイン**...バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

取組と方針

- 商業、医療、福祉などの多様な都市機能の誘導・集約を図るため、立地適正化計画を推進します。
- 誰もが安心して、多様な都市機能を歩いて回遊できる環境づくりを進めます。
- 誰もが利用しやすく魅力的な新中央図書館の整備を進めます。
- 中心市街地のポテンシャルを活用し、協働や公民連携の視点に立って、魅力や活力等を高めます。
- 中心市街地の居住機能の強化を図るため、武田及び六ッ野土地区画整理事業を進めます。

主な取組

- 立地適正化計画の推進による都市機能の誘導・集約
- 歩道や公園などのバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- 新中央図書館の整備
- 中心市街地ビジョンの推進による中心市街地の魅力や活力、居心地の良さの向上
- 土地区画整理事業の推進（武田及び六ッ野地区）

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

中心市街地の都市機能誘導区域内の誘導施設数

24 施設

24 施設

役割

市

- 都市機能の誘導、都市基盤の整備

市民

- まちづくりへの理解と参加

事業者等

- まちづくりへの参画

関連する市の計画等 > ● 新中央図書館整備基本計画 ● ひたちなか市中心市街地ビジョン

2 都市拠点機能の強化

現状と課題

- バランスのとれた都市構造を構築していくため、中心市街地をはじめ那珂湊地区、佐和駅周辺地区、ひたちなか地区といった拠点地区の整備を進めています。
- 佐和駅の東側については、佐和駅東土地区画整理事業において、駅前広場にアクセスする佐和停車場高野線及び高場高野線を含む第1工区を先行的に整備する必要があります。
- 那珂湊地区については、船窪土地区画整理事業による船窪和尚塚線の整備を行うとともに、宅地造成を進める必要があります。
- ひたちなか地区については、地区と隣接した市街地を形成する阿字ヶ浦土地区画整理事業を推進する必要がある
- とともに、湊線延伸事業の進捗に応じ、新駅の交通広場整備に向けた検討を進める必要があります。
- 東部第1地区は換地処分に向けた課題を解決するため、事業計画期間を見直し、令和10年度事業完了に向け推進し、東部第2地区については、統合調整池等の雨水排水施設の整備を進めるとともに、向野西原線の開通に向け取り組む必要があります。
- 令和8年4月より、市内8か所の市営駐車場について、利用者サービスの向上・経費削減等を目的に、指定管理者による管理運営を開始しています。今後も、道路交通の円滑化と利便性向上に努めつつ、効率的な運用を図ることが求められています。

取組と方針

- 佐和駅周辺については、駅周辺の交通機能の充実を図るため、都市計画道路の早期整備を進めます。
- 那珂湊地区については、土地区画整理事業により、船窪地区の宅地化や船窪和尚塚線の整備を進めます。
- ひたちなか地区については、地区と隣接する市街地を形成する阿字ヶ浦土地区画整理事業を推進するとともに、湊線延伸事業の進捗に応じ、新駅建設にあわせて交通広場の整備実施に向けた検討を進めます。
- 生活拠点地区として良好な新市街地を形成する東部第1地区については、令和10年度の換地処分を目指します。また、東部第2地区については、雨水排水施設の整備を進めるとともに、基幹道路である向野西原線、西谷津西原線の整備に取り組んでいきます。
- 市営駐車場については指定管理者のノウハウや創意工夫により、利用者ニーズに即した柔軟なサービス提供がされるよう、連携の強化に努めていきます。

主な取組

- 湊線延伸事業による新駅建設に伴う交通広場の整備検討
- 土地区画整理事業の推進
(佐和駅東、船窪、阿字ヶ浦、東部第1、東部第2地区)
- 佐和停車場高野線・高場高野線の整備
- 向野西原線、西谷津西原線の整備
- 阿字ヶ浦北通り線、阿字ヶ浦東通り線の整備
- 船窪和尚塚線の整備
- 指定管理者による市営駐車場の円滑な管理運営

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

JR 勝田駅・佐和駅の乗降客数

31,272 人

34,000 人

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市交通バリアフリー基本構想

3 ひたちなか地区のまちづくり

現状と課題

- ひたちなか地区にふさわしい機能の誘導を図ることを目的に、国や県、東海村などと連携し、ひたちなか地区留保地利用計画を策定し、まちづくりを進めています。
- ひたちなか市と東海村にまたがる面積1,182haの広大な開発地であるひたちなか地区においては、「ひたちなか地区留保地利用計画」に基づき、都市ゾーン、レクリエーションゾーン、産業ゾーン、港湾ゾーンの4つの地区ごとの方針による土地利用が進められています。
- 常陸那珂工業団地の分譲完了に伴い、新たな企業立地や市内立地企業の拡張・移転に対応する工業用地の確保に向け、常陸那珂工業団地拡張地区の造成工事が進められています。
- 国営ひたち海浜公園は、計画面積350haのうち237.1haが開園しています。草花のブランド化や大規模イベント等の実施、北関東自動車道の全線開通やPR効果などにより、外国人を含め多くの観光客が訪れています。
- 総合運動公園と国営ひたち海浜公園に近接する国有地(新光町46番1)について国から無償で管理を受託しており、そのうちの一部について市が整備を行い、市民スポーツやイベントの実施、臨時駐車場等の用地として活用しています。
- 昭和通り沿いの都市センターエリアにおいては、ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸による周辺への波及効果を見据えながら土地活用を図っていく必要があります。
- ひたちなか地区内の未利用地の減少や、国営ひたち海浜公園や広域型商業施設への来訪者の増加に加え、常陸那珂工業団地拡張地区への新たな企業立地による従業員増加が想定されることから、地区内の交通渋滞、駐車場不足への対応が必要となっています。

取組と方針

- 留保地利用計画につきましては、社会情勢の変化などに対応するため、国や県、東海村などと連携し、見直しを行います。
- ひたちなか地区については、「ビジネス&プレジャーの実現できる国際港湾公園都市」を目指した魅力あるまちづくりを実現するため、国や県、東海村等と連携しながら、将来を見据えた土地利用を進めていきます。
- 都市ゾーンについては、ひたちなか海浜鉄道湊線の新駅設置に伴う交通ターミナルや、飲食・地場製品の販売・情報発信、宿泊施設等のにぎわいや交流を生み出す機能に加え、業務・研究開発・情報発信など新たなビジネスチャンスやイノベーションを創出する機能、人材育成機能などの誘導を促進します。
- 新光町 46 番 1 (国有地) については、市民スポーツの場、イベント・行事の会場、臨時駐車場など、市民の交流の促進やにぎわいの創出、健康づくりの拠点となる多目的な公園広場として活用するとともに、ひたちなか地区全体の土地利用を見据えながら、総合運動公園を補完するスポーツレクリエーション施設などの恒久的な利活用を検討していきます。
- レクリエーションゾーンに位置する国営ひたち海浜公園については、首都圏の広域的レクリエーション施設にふさわしい魅力ある観光交流拠点として整備が進むよう国へ働きかけていきます。
- 産業ゾーンについては、新たな企業立地や市内立地企業の拡張・移転などのニーズに対応するため、常陸那珂工業団地拡張地区などの新たな工業用地の整備が進められており、更なる雇用の創出や港湾の利用促進、関連産業の拡大につながるバランスのとれた業種の集積による生産拠点づくりを促進します。
- 港湾ゾーンについては、高速道路網に直結する茨城港常陸那珂港区の地理的優位性や広大な開発空間をいかし、物流・生産機能の集積を図り、北関東地域の経済を牽引し、首都圏の物流機能を補完する港づくりを促進します。
- ひたちなか地区の歴史や開発状況等を広く周知するため、ひたちなか地区に関する情報発信を行っていきます。
- 県や国営ひたち海浜公園、道路管理者や警察等の関係機関と連携しながら、地区内の交通渋滞や駐車場不足への対策を推進します。

主な取組

- 土地利用に関する関係機関との調整、協議
- 地区計画による適正な土地利用の推進
- ひたちなか地区への新たな公共交通結節点の整備
- 新光町 46 番 1 の国有地の取得を含めた利活用の検討
- 国営ひたち海浜公園の整備促進
- 工業用地の整備促進
- 茨城港常陸那珂港区の整備促進
- ひたちなか地区の歴史や開発状況、開発計画等の情報発信の推進
- 「ひたちなか地区事業連絡協議会道路部会」への参画をはじめとした、渋滞や駐車場不足などの交通問題への対応

関連する市の計画等

- ひたちなか地区西部地区 地区計画
- ひたちなか地区南部地区 地区計画
- ひたちなか地区東部地区 地区計画

用語解説

- 茨城港常陸那珂港区...全国 102 港ある重要港湾の一つ。北関東自動車道に直結するアクセス性を活かして、迅速かつ環境負荷の少ない物流を実現できる港湾としての発展が期待されている。
- ひたちなか地区留保地利用計画...ひたちなか地区内にある留保地の取扱いについて、「原則留保、例外公用・公共的利用」から「原則利用、計画的有効利用」に国の方針が変更になったことを契機に、県、ひたちなか市及び東海村が定めた今後のひたちなか地区の土地利用の方向性を示した計画。
- 新光町 46 番 1 (国有地) ...ひたちなか市新光町内の国の所有地の一つ (38.7ha) で、約 12ha が多目的広場として整備されている。

公共施設 マネジメントの推進



基本方針

公共施設を財産としてよりよい形で次世代に継承するため、「限られた財源」、「適正な施設保有量」、「安全性の確保」の調和を図りながら、規模を縮小しつつも機能を充実させる「縮充」の考え方のもと公共施設マネジメントを推進します。

各公共施設が果たしている役割や将来に向けて求められている機能を改めて確認し、継続使用や建替えだけでなく、集約・複合化や多機能化を視野に入れながら、目標使用年数を目安として計画的に施設のあり方を検討していくことで、施設保有量の適正化を推進します。

安全性の確保を最優先として、計画的な管理・保全による施設の長寿命化を推進することで、保全コストの縮減と平準化を図ります。

新本庁舎建設の検討を始めるに当たり、市民、議会、職員へのインタビューやアンケート等を実施し、現本庁舎における現状と課題を明らかにしてきました。これらを踏まえ、ひたちなか市新本庁舎建設基本構想では、「利用しやすく・災害に強い・機能的な庁舎」を基本理念として掲げました。この基本理念と議会改革調査推進特別委員会からの提言を踏まえ、5つの基本方針を定め、これらの実現に向けて、新本庁舎建設の検討を進めていきます。

主観指標

良好な居住環境の整備に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.07
- 目標値（令和11年） 3.12

関係部署

- 資産経営課

1 公共施設マネジメントの推進

現状と課題

- 高度成長期に整備された公共施設の老朽化が進んでいるため、各施設の安全性を確保するとともに、市民サービスの低下を必要最小限に留めるためにも、一斉更新時期を目前に控えた今こそ公共施設マネジメントに取り組む必要があります。
- 将来にわたって必要な公共サービスを安定的に提供し続けるため、拡充（個別最適）から縮充（全体最適）へと持続可能な施設運営への転換を図る必要があります。
- 現本庁舎は、「分散化」、「バリアフリー対応の限界」、「災害時における業務継続性と老朽化の懸念」、「狭隘化」の課題を抱えており、多様化する市民ニーズへの対応や職員の執務環境の改善に限界があることから、4つの課題を同時に解決するには、本庁舎の建替えが不可欠であります。

取組と方針

- 施設保有量の適正化を図るため、既存施設の集約化や機能再編・統廃合、複合化による活用を推進します。
- 公共施設の安全性を確保するため、効果的かつ効率的な施設保全を推進します。
- 将来にわたり利活用する施設は、新たなニーズへの対応を含め、計画的かつ効率的な改修・更新を推進します。
- 令和8年度から「(仮称)ひたちなか市新本庁舎建設基本計画」の策定に着手し、基本計画の中で新本庁舎の建設に向けた諸条件を十分に検討し、決定していきます。

主な取組

- 公共施設等総合管理計画に基づく施設保有量の適正化の推進
- 「(仮称)ひたちなか市新本庁舎建設基本計画」の策定
- 公共施設保全計画に基づく効果的かつ効率的な施設保全の推進

役割

市

- 持続可能な自治体経営を目指した公共施設マネジメントの推進

市民

- 身近な公共施設等の将来のあり方への関心と活用

事業者等

- 市と事業者等の共創によるまちづくりを実現するための提案

関連する市の計画等

- 第2期ひたちなか市公共施設等総合管理計画
- ひたちなか市公共施設保全計画
- ひたちなか市新本庁舎建設基本構想



用語解説

- **公共施設マネジメント**...安定した財政運営（財務）、市民ニーズの多様化（供給）、社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供（品質）の調和を図るため、保有する公共施設を総合的に把握し、管理・活用する仕組み。
- **公共施設等総合管理計画**...公共施設マネジメントを推進するため、市が保有する公共施設等を良好な状態で保持するとともに、施設配置の最適化や未利用財産の処分、効果的かつ効率的な維持管理を実現していくための計画。
- **公共施設保全計画**...公共施設マネジメントを推進するため、公共施設の維持管理、更新等に係る基本的な考え方を示し、効果的かつ効率的な保全を推進するための計画。

快適な暮らしを支える都市基盤

V-4

土地区画 整理事業



基本方針

現状道路の活用、家屋移転の縮減等を主とした新たな事業計画に基づき、全体事業費を抑制しながら、基幹となる都市計画道路や通学路、雨水排水路の整備等、公共性の高い事業を優先することを基本に、既成市街地、本市の拠点地区である中心市街地、那珂湊地区、佐和駅周辺地区においてそれぞれ整備を進め、早期完了を目指します。

主観指標

良好な居住環境の整備に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.07
- 目標値（令和11年） 3.12

関係部署

- 区画整理事業課
- 区画整理一課
- 区画整理二課
- 那珂湊土地区画整理事務所

1

土地区画整理事業

現状と課題

- 土地区画整理事業については、地価の下落や宅地需要の減少に伴う収支の大幅な悪化に対応するため、武田、佐和駅東、東部第1、東部第2、阿字ヶ浦、船窪、六ッ野の7地区において、現状道路の活用と家屋移転の縮減により、全体事業費の抑制と事業期間の短縮を目的とした事業計画の見直しを行い、令和元年度までに全ての地区で終了しました。
- 交通ネットワークの構築と通学路等での歩行者の安全を図るため、優先的に都市計画道路を整備する必要があります。
- 都市計画道路の整備に伴った周辺街区の宅地造成を進める必要があります。
- 雨水排水の課題を解消するために、道路側溝や調整池等の雨水排水施設を整備する必要があります。

用語解説

● 土地区画整理事業...都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。

取組と方針

- 地域間の交通ネットワークの強化を図るための都市計画道路や、公園、駅前広場など、地域の発展に資する都市施設の整備と共に、通学路、雨水排水路の整備等、公共性の高い事業を優先的に実施し、良好な住環境を備えた街並みの形成に取り組みます。
- 武田地区については、事業の早期完了を目指して、基幹路線である武田本町線を軸として整備を進めます。
- 佐和駅東地区については、駅前広場にアクセスする佐和停車場高野線と高場高野線の整備を進めます。
- 東部第1地区については、令和10年度の換地処分を目指します。
- 東部第2地区については、雨水排水施設の整備を進めるとともに、基幹道路である向野西原線、西谷津西原線の整備に取り組んでいきます。
- 阿字ヶ浦地区については、宅地需要に応じて、地区北西側の集合保留地や周辺街区の造成を進めます。また、ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸に伴い、鉄道敷または新駅舎等の用地や、交通広場へのアクセス道路整備に取り組むとともに、関連する阿字ヶ浦北通り線と阿字ヶ浦東通り線の整備を進めます。
- 船窪地区については、船窪地区の中央を東西に結ぶ船窪和尚塚線を整備します。
- 六ッ野地区については、整備済みの都市計画道路をつなぐ中根六ッ野線を優先的に整備し、併せて生活道路とその周辺の宅地の造成に取り組みます。

主な取組

- 土地区画整理事業の推進

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
全施行地区の進捗率 （都市計画道路、区画道路、家屋移転）	69.0%	76.7%

役割

市

- 土地区画整理事業の施行

市民

- 事業への理解と協力

V-5

快適な暮らしを支える都市基盤

道路



基本方針

県道水戸那珂湊線や水戸勝田環状道路に位置付けられる東中根高場線などの整備を推進します。また、広域的な道路交通網を形成する都市計画道路等を整備するとともに、一般市道については、地域の実状に即して整備を進めます。あわせて、道路施設の健全化・長寿命化のための改修・補修工事・維持管理を、計画的に進めます。

主観指標

道路の整備に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.05
- 目標値（令和11年） 3.10

関係部署

- 道路整備課
- 道路管理課
- 都市計画課



1 市道の整備

現状と課題

- J R 常磐線を跨ぐ高場陸橋の4車線化や、高野地区と六ツ野地区を結ぶ東石川高野線等の整備が完了しました。
- 都市計画道路やその他の幹線道路については、近年の人口減少や少子高齢化、厳しい財政事情など都市を取巻く環境が大きく変化するとともに、常陸那珂工業団地への企業立地などにより増加が予測される交通需要への対応が求められる中で、市内全体を俯瞰した広域的な道路交通網を検討し、計画的に整備を進めていく必要があります。
- 都市計画道路等の整備については、円滑な都市活動を確保するため、混雑の解消を目指すとともに、歩行者や自転車などの安全性に配慮する必要があります。
- 一般市道については、交通量の増加や宅地化、集中豪雨の増加による冠水などの環境の変化に伴い、道路の拡幅や舗装、側溝及び歩道等の整備が求められています。また、都市計画道路や区画整理事業の見直しがあった地域より、既存の道路について整備を求める要望が出ています。
- 道路施設は老朽化が進み、大規模な改修や施設更新が必要ですが、厳しい財政状況の中、従来手法では更新、補修、維持管理を行うことが困難となっています。

取組と方針

- 都市計画道路等については、市内全体を俯瞰し、広域的な道路交通網を総合的に検討の上、土地区画整理事業や街路事業等により整備を進め、歩行者や自転車などに配慮し、安全性と円滑性を兼ね備えた交通環境の確保に努めます。
- 一般市道については、緊急性・公益性などを総合的に検討し優先順位を付け、地元との協議を十分に行いながら計画的に整備を実施していきます。
- 道路舗装については、1級2級市道の道路補修は路面状態の調査を行い、効率的な修繕を図ります。
- 橋梁等については、統廃合を計画し、損傷の度合や財政状況に応じて修繕を行い、長寿命化及び修繕費の縮減を図ります。
- 道路照明については、ESCO事業を導入し、街路灯のLED化工事及びその維持管理などを民間事業者に委託して、効率的に行います。

主な取組

- 都市計画道路の整備等（東中根高場線の整備促進、昭和通り線・佐和停車場高野線の整備検討、土地区画整理事業地内の都市計画道路の整備）
- 一般市道の整備
- 民間事業者との連携
- 道路施設の適正管理（予防保全型修繕の推進）
- 道路の路面性状調査の導入
- 橋梁等の長寿命化への対応
- 道路照明灯の一括更新及び維持管理の民間委託

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
都市計画道路の整備率	93.0%	94.0%

2 国・県道の整備促進

現状と課題

- 国道6号、国道245号については、市内全域4車線となっています。
- 広域路線を中心に朝夕の通勤時間帯、観光シーズンやイベント開催時等に渋滞が発生しています。
- 水戸勝田環状道路及び水戸外環状道路は、交通の円滑化や地域間の連携強化を図るため重要な役割を果たすことが期待される路線であることから、早期供用へ向け整備を促進する必要があります。
- 県道水戸那珂湊線は、風光明媚な景観が眺望でき、観光資源や史跡をつなぐ重要な路線であることから、平磯・阿字ヶ浦間について拡幅整備を促進する必要があります。
- 国道6号と県道那珂湊那珂線の交差する市毛交差点については、日常的な渋滞が課題となっていることから県に対策を要請していく必要があります。

取組と方針

- 広域的な連携や災害時の安全な避難路、緊急輸送路として円滑な交通を確保するため、国道や県道の整備促進を国や県に要望していきます。
- 水戸勝田環状道路（東中根高場線）については、未整備区間の早期整備に向けた取組を推進するとともに、広域環状道路として県道への昇格を要望します。

主な取組

- 水戸勝田環状道路の整備促進と県道への昇格
- 水戸外環状道路の整備促進
- 県道水戸那珂湊線の整備促進
- 国道6号と県道那珂湊那珂線の市毛交差点改良促進

用語解説

- 路面性状調査...路面の状況を映像やセンサーを用いて測定し、状況の数値化を行い維持補修の指標とする。
- ESCO事業...省エネ設備の導入により削減したエネルギー費用で建設費、維持管理費等を賄い、ESCO事業者が設計、施工、維持管理など包括的なサービスを提供する事業。
- 水戸勝田環状道路...本市の都市計画道路東中根高場線と水戸市・那珂市それぞれの都市計画道路及び国道118号で構成される延長約39kmの広域路線。
- 水戸外環状道路...常磐自動車道や北関東自動車道等と一体となり、水戸勝田都市圏の外周道路を形成する重要な路線。

V-6

快適な暮らしを支える都市基盤

上水道



基本方針

災害に強く安全でおいしい水の安定供給のため、那珂川からの取水、深井戸による地下水の取水及び県水受水の3つの取水源を引き続き確保して、災害時のリスク分散を図ります。また、法定耐用年数を超過した配水管や耐震性能の低い配水管について、効率的かつ効果的な更新を図るとともに、健全で持続可能な水道事業経営に努めます。

主観指標

安全安心な水の安定供給に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.03
- 目標値（令和11年） 3.08

関係部署

- 上下水道局

1 上水道の整備

現状と課題

- 水道事業拡張期に布設された耐震性の低い多くの配水管が更新時期を迎えているため、優先順位を定め計画的に耐震化を進める必要があります。
- 水道水の原水となる那珂川の水質の変化により、カビ臭（土臭）の発生が多くなっています。また、人体への有害性が指摘されている PFOS, PFOA への対応などが必要となっています。

取組と方針

- 浄水場や配水場から市内へ配水する幹線となる配水管の耐震化や、災害時に重要な拠点となる避難所や病院、行政施設等へ給水する配水管の耐震化を重点的に進めます。
- 原水となる那珂川の水質の変化等に適切に対応し、安全でおいしい水の安定供給に努めます。

主な取組

- 配水幹線・重要給水施設配水管の耐震化
- 水質監視の強化

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
配水管の耐震化率	48.7%	51.9%

関連する市の計画等 > ●ひたちなか市水道事業第4期基本計画 ●管路更新実施計画 ●水安全計画

2 水道経営の効率化



現状と課題

- 人口の減少や節水意識の高まりなどにより、水需要は減少傾向にあります。市民の生活基盤を支える水道事業を、将来にわたり安定的に持続させるためには、さらなる事務の効率化や適切な資産管理が必要となります。
- 技術の継承や事務の効率化を図るため、業務内容を精査し民間委託を進める必要があります。

取組と方針

- 水需要が減少傾向にあることから、コストの縮減や経営の効率化を図り、健全な事業経営を行います。
- 浄水場等をより効率的に運営するため、運転管理などの委託業務の包括化を図ります。

主な取組

- スマートメータ導入の検討
- 料金賦課徴収の効率化
- 財政収支見通しに基づく適正な水道料金水準の検討
- 業務の民間委託の検討

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
総収支比率	106.8%	100%

関連する市の計画等 > ●ひたちなか市水道事業第4期基本計画

用語解説

- PFOS、PFOA ...有機フッ素化合物の一種で金属メッキ処理剤、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など幅広い用途に使用されたことがあり、分解されにくく、環境や体内に蓄積することが懸念されている。
- 総収支比率...総費用が総収益によってどの程度賄われているかを示すもので、水道事業の収益性を表す。

V-7

快適な暮らしを支える都市基盤

生活排水



基本方針

衛生的で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、地域の特性に応じて公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽により生活排水処理の整備促進を図るとともに、市民に対して公共下水道接続の啓発や合併処理浄化槽の設置費を補助し、普及促進に努めます。

主観指標

下水道の整備に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.09
- 目標値（令和11年） 3.14

関係部署

- 上下水道局
- 環境政策課

1 下水道

現状と課題

- 将来的な人口減少が見込まれる中、下水道使用料の減少、維持管理コストの増加により、下水道事業経営は厳しい状況にあります。
- 下水浄化センター、下水道管きょ及びポンプ施設の改築・更新事業を計画的に実施する必要があります。
- 農業集落排水を使用している方に持続可能なサービスを提供するため、下水道事業との広域化・共同化を進める必要があります。
- 従来の下水道事業にとらわれない整備手法や管理手法を検討し、持続可能な事業を目指す必要があります。
- 財源確保のため下水道未整備地区への普及拡大を図り、使用料の増収を目指していますが、一方で老朽化・耐震化対策も急務となっており、施設の改築・更新、さらには持続可能な事業運営のため広域化・共同化の推進を同時並行で進める必要があり、深刻な財源と人手不足が予測されています。

取組と方針

- 土地区画整理事業区域や既成市街地を中心に、事業計画に基づき下水道整備を実施します。
- 老朽化した各施設を適正に維持し、また地震災害に備え耐震化を図るため、計画的に改築・更新を実施します。
- 人口減少社会を見据えた広域化・共同化として、公共下水道、農業集落排水、衛生センターの統廃合を進めます。
- 今後の維持管理体制の脆弱化、技術伝承の困難、次世代技術者への過度な負担といった予想されるリスクへ対応するため、民間リソースの活用を含めた手法の導入について検討を進めます。

主な取組

- 下水道事業経営戦略の改定及び下水道事業計画の進捗管理
- 下水道使用料の確保
- 計画的かつ効率的な公共下水道整備区域の拡大
- 下水浄化センター、管路、ポンプ施設等の改築・更新
- 下水道施設の広域化・共同化事業の推進
- 効率的な下水道施設管理運営方法（ウォーター PPP の導入等）の検討

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
① 汚水処理人口普及率	93.5%	95.4%
② 下水道普及率	69.4%	71.5%
③ 下水道事業ストックマネジメント計画に基づく管きょ調査距離	0km	50km

関連する市の計画等 >

- 下水道全体計画
- 下水道事業計画
- 下水道事業ストックマネジメント計画
- 上下水道耐震化計画
- 下水道事業経営戦略
- 農業集落排水事業経営戦略
- 下水道事業広域化・共同化計画
- 「ひとが咲くまち。ひたちなか」居住環境推進計画

2 合併処理浄化槽

現状と課題

- 下水道計画区域外及び整備が当面見込まれない下水道計画区域内において、合併処理浄化槽の設置費用等の一部を助成しています。
- 合併処理浄化槽の設置が義務化される以前に設置されたし尿処理及び単独処理浄化槽については環境への負荷が大きくなっています。
- 浄化槽の適正な維持管理について、所有者に向けた啓発と指導に努めていく必要があります。

取組と方針

- 合併処理浄化槽の設置費用等の一部を助成し、公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。
- し尿処理及び単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換費用等の一部を助成し、環境への負荷軽減に取り組んでいきます。
- 合併処理浄化槽等の適正な維持管理を促すため、茨城県水質保全協会の浄化槽メンテナンスステップアップフォロー事業に参画し、設置者への文書指導を行うとともに、清掃・保守点検・法定点検を一括契約することができる「一括契約システム」の普及を図ります。

主な取組

- 合併処理浄化槽等整備促進助成事業の推進
- 茨城県浄化槽普及推進市町村協議会への参画
- 合併処理浄化槽への転換及び維持管理の徹底の普及啓発
- 一括契約システムの普及促進

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
合併処理浄化槽普及率	23.7%	25.4%

役割

市

- 茨城県浄化槽普及推進市町村協議会への参画
- 合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進
- 浄化槽維持管理及び法定検査受検の指導・啓発

市民

- し尿処理及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- 浄化槽維持管理及び法定検査受検の徹底

事業者等

- 浄化槽維持管理受託内容の適正履行

用語解説

- **農業集落排水**... 農業振興地域内の農村集落において、し尿、生活雑排水等の汚水処理施設などを整備することによって、農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を行う事業。
- **ウォーター PPP**... 上下水道事業における官民連携事業（PPP）のこと。職員の減少や老朽化に伴うコスト増などの様々な課題に対し、民間の創意工夫等を活用し行政の効率化を図るため、施設の維持管理と更新に関わる業務を一体的かつ長期に契約する包括業務委託。
- **ストックマネジメント計画**... 施設の状況を客観的に把握し評価することにより、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行い、持続可能な下水道機能の確保と中長期的なライフサイクルコストの低減及び事業費の平準化を図る計画。
- **合併処理浄化槽**... し尿と台所や風呂などの生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。

V-8

快適な暮らしを支える都市基盤

公園・緑地



基本方針

緑豊かな生活環境を創出するため、公園や緑地の適切な維持管理と利活用の促進を図るとともに、公園利用者や地域のニーズを捉えた魅力ある公園づくりに努めます。

また、風致地区や緑の保存地区など、生活に安らぎを与えてくれる緑豊かな自然環境を後世に残すよう努めます

主観指標

公園・緑地の整備に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.06
- 目標値（令和11年） 3.11

関係部署

- 公園緑地課

1 公園の整備

現状と課題

- 子どもからお年寄りまでが安全に利用できる身近な街区公園を中心に整備を進めています。
- 子育て世代の定住促進や高齢者の健康志向の高まりなど、公園や施設などの整備の要望に対応するため、市民ニーズを踏まえた魅力ある公園整備を進めていく必要があります。
- 遊具等の施設をはじめ、公園利用者が快適に利用できるよう、適切な維持管理を行っていますが、老朽化が見られる公園の施設や遊具については、計画的に改修や更新を行う必要があります。
- 地域等との協働事業により公園の維持管理に努めていますが、公園数や管理面積の増加に伴い、維持管理費用や除草作業等の負担も増加しています。公園を維持管理する地域の公園等管理団体では、高齢化による負担の増加が課題となっているため、負担の軽減に向けた取組を行う必要があります。

取組と方針

- ボール遊びやグラウンドゴルフ利用など近年のニーズにも配慮した公園づくりに努めます。
- 土地区画整理事業により用地を確保した公園についても、計画的に整備を進めていきます。
- 公園の魅力をもっと高めるため、子どもに人気のある大型複合遊具や、あらゆる子どもが遊ぶことができるインクルーシブ遊具の導入を検討していきます。
- 老朽化が見られる公園の施設や遊具については、計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、住民の意向も踏まえた改修や更新を実施していきます。
- 管理が難しい公園については、公園等管理団体が活動しやすいよう、草の生えにくいダスト舗装を行うなど、除草等の負担軽減に努めます。
- 公園整備や維持管理に当り、民間企業との連携（PPP）や民間資金を活用した仕組みづくり（Park-PFI）に取り組んでいきます。

主な取組

- 街区公園等の整備
- 公園施設の改修・更新の推進
- 大型遊具の設置
- 民間資本の公園への活用

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

市内にある公園・緑地の数

327 箇所

331 箇所

役割

市

- 公園整備、公園の維持管理

市民

- 公園管理団体による維持管理

事業者等

- 公園事業への参入

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市公園施設長寿命化計画

2 緑化の推進

現状と課題

- 公共公益施設等の緑化については、施設敷地への樹木や花の植栽に加え、街路樹等の植栽に努めるとともに、市民団体との協働による道路の植樹柵等への花植えを推進しています。
- 民有地については、「緑地確保基準」に基づく緑地の確保の指導や、生垣設置の助成、記念樹の配布を行うとともに、名木、古木などの貴重な樹木を保存樹木として指定し、市街地における緑の保全や緑化に努めています。
- 都市化が進み、減少傾向にある市街地の緑や貴重な樹林地、水辺緑地などを保全する必要があります。
- 緑のまちづくり基金を活用しながら、緑のまちづくりのための施策を推進していきます。

取組と方針

- 市内に残る山林や水辺地等の風致地区、緑の保存地区の保全を図るとともに、工場等の緑化や生垣設置の助成、保存樹木の指定、記念樹の配布などにより、緑あふれるまちづくりを推進します。

主な取組

- 風致地区や緑の保存地区の保全
- 生垣設置への助成
- 保存樹木の指定
- 市民への緑地・緑化に対する意識啓発及び事業者への緑化指導

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
公共施設に花植え等の活動を行っている団体の数	39 団体	45 団体

役割

市

- 緑化推進及び緑地の保全のための規制、指導
- 市民、事業者への緑化の啓発及び助成
- 公共公益施設の緑化

市民

- 住宅地の緑化、山林等緑地の管理

事業者等

- 緑地確保基準に基づく工場等の緑化

関連する市の計画等 > ● 地域制緑地保全計画



用語解説

- **公園管理団体**...市内公園・緑地の美化や施設保全を目的に、公園・緑地の維持管理活動を行う地域住民による団体。
- **PPP、Park-PFI**...PPP とは、行政 (Public) と民間 (Private) とが連携して (Partnership) 事業を行うことの略語。
Park-PFI(Park-Private Finance Initiative) は PPP 手法の一つで、民間資本を使って公園整備や運営などを行う手法。
- **緑地確保基準**...「ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例」の規定に基づき、市内で開発行為や工場・店舗・事務所等を建築する場合に、事業者に対し事業所等の緑化の推進等に関して適切な措置を講ずるよう定めているもの。
- **緑の保存地区**...「ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例」の規定に基づき、市域の良好な環境を形成している樹林地又は水辺地等であって市民の保健休養上又は都市景観上保全することが必要と認められる区域として指定する地区。

V-9

快適な暮らしを支える都市基盤

環境保全



基本方針

安全で快適な生活環境を保持・確保するため、水質や騒音の測定を行い、事業者へ指導・啓発を行うなど公害の未然防止に努めるとともに、海岸や河川、公園等の地域での環境美化活動を促進します。

市営墓地については、市民からの要望等を踏まえ対応できるよう整備を推進します。

主観指標

環境保全対策に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.08
- 目標値（令和11年） 3.13

関係部署

- 環境政策課
- 廃棄物対策課
- 健康推進課
- 農政課

1 環境保全に係る意識の啓発と実践の推進

現状と課題

- 市民や事業所の環境保全に関する興味・理解を広めるため、環境講座の実施、環境活動実施団体が活動について発表する機会の創出をしていますが、市民の行動変容にまでは必ずしもつながっていません。
- 市民参加による地域の清掃活動等を通じて、環境保全・環境美化活動の促進に取り組んでいますが、更に進めていくための拡充を図る必要があります。
- 温室効果ガスの排出量削減、再生可能エネルギー新エネルギーの重要性、気候変動への適応、自然保護活動や環境保全活動等の重要性について継続的に周知していますが、今後は次世代に向けた実践的な取組の場が必要となっています。

取組と方針

- 関係団体、事業者と連携し、環境保全活動の周知、参加の呼びかけの場の創出により、PRの強化を図り、環境に配慮した具体的な行動につながる啓発の促進に努めます。
- 地球温暖化における緩和策と適応策を具現化するために、市内の実態調査に基づいた最適な対策を進めていくと同時に、民間事業者のノウハウを活用しながら強化を図ります。
- 次世代を担う小中学生などを対象にした環境学習を積極的に実施するとともに、小中学生、高校生が環境保全活動に触れられる機会を更に創出します。

用語解説

● 温室効果ガス...二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどの赤外線を吸収する気体をいう。地表から宇宙空間への赤外線の放射を吸収するため、温室効果ガスの濃度が高くなれば地球の気温も高くなる。

主な取組

- 自主的な環境保全活動への支援と市主催のイベント等に参加してもらうことで相互協力のもとでの啓発の充実化
- 環境美化運動、地域清掃活動、河川・海岸クリーン運動、ポイ捨て防止・犬のふん害防止街頭キャンペーン等の実施
- 民間事業者の協力に基づいた地球温暖化防止に係る新エネルギー等の情報の共有化と導入
- 出前講座、市政ふれあい講座、環境講座等による環境保全意識の啓発

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

環境保全対策への実践者の割合

27.0%

50.0%

役割

市

- 環境保全意識の啓発
- 環境保全団体への支援と民間事業者との連携

市民

- 自主的な環境保全活動

事業者等

- 環境保全活動の取組、参画

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市第3次環境基本計画

2 環境保全対策

現状と課題

- 公害等を未然に防止するため、定期的に大気質・水質・騒音・振動・ダイオキシン等の観測を行い、市内の環境状況を把握するよう努めています。おおむね環境基準を満たしています。
- 公害（大気汚染・水質汚濁等）について監視・観測を行うとともに、事業者に対して公害防止協定の締結を働きかけ、公害等の未然防止を図っています。
- 環境の保全のため、不法投棄監視員による不法投棄の監視を行っていますが、不法投棄が後を絶たず、対策が必要となっています。
- 一部の河川においては環境基準を超過しているため、観測を継続する必要があります。

取組と方針

- 大気質・水質・騒音・振動・ダイオキシン等の観測を行うとともに、環境基準を超過している一部の河川においては、監視観測に努めます。また、機器については年次的な更新・整備を行います。
- 公害の発生源となる恐れのある事業所や施設への立入調査、監視・観測を行うとともに、事業者に対し指導啓発や、公害防止協定締結の働きかけを行います。
- 廃棄物の不法投棄及び不適切な埋立てなどを防止するため、不法投棄に対する市民への意識啓発や、職員によるパトロールを実施するとともに、地域住民や関係機関と連携して監視体制の強化等を図り、より多くの市民が不法投棄の監視・報告に関わる体制の構築を検討します。

主な取組

- 環境監視観測の推進
- 不法投棄抑止看板等を活用した、土地所有者への管理徹底の促進
- 土砂採取・土砂埋立ての規制、監視等
- 不法投棄監視員、警察等の関係機関との連携

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

河川環境基準測定地点における透視度 50 度以上達成率

83.3%

87.7%

役割

市

- 公害、不法投棄等の防止対策の推進

市民

- 公害防止に関する意識の向上
- 不法投棄に関する意識の向上
- 環境基準の遵守

事業者等

- 公害防止協定の締結

関連する市の計画等 > ● ごみ処理基本計画

3 環境衛生対策

現状と課題

- 狂犬病予防のため、獣医師会等と連携し、飼い犬の登録や狂犬病予防接種を実施するとともに、飼い犬の適正飼養についての啓発活動を行っています。狂犬病は、国内では 1957 年以降発生が確認されていませんが、海外では依然としてほとんどの地域で発生しています。
- 家畜による伝染病を防止するため、県などと連携しながら、検査やワクチンの接種を行っています。
- 狂犬病に対する危機意識が薄らいでいることから、あらためて飼い犬の登録と予防接種について啓発する必要があります。

取組と方針

- 狂犬病予防のため、動物病院の協力のもと、飼い犬の登録や狂犬病予防接種を推進するとともに、獣医師会や県動物指導センターと連携して、飼い犬の適正飼養を啓発します。
- 家畜による伝染病の拡大を防止するため、県家畜保健衛生所や県畜産協会と連携し、検査やワクチンの接種を実施します。

主な取組

- 飼い犬登録の推進
- 狂犬病予防接種の推進
- 家畜の伝染病の予防

用語解説

- 公害防止協定...「ひたちなか市公害防止条例」に基づき、公害防止の観点から、法律及び条例による規制を補完するものとして、市と企業が締結する協定。
- 不法投棄監視員...市がコミュニティ組織ごとに委嘱する監視員で、不法投棄の未然防止のための巡回や啓発活動などを行う。
- 狂犬病...ウイルスを保有するイヌ等の野生動物に咬まれたりしてできた傷口からの侵入等によって発症する人獣共通感染症。

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
狂犬病予防接種率	78.3%	82.0%

役割

市

- 飼い犬登録の推進
- 狂犬病予防接種の推進

市民

- 飼い犬登録及び適正飼養の実施

事業者等

- 狂犬病予防接種の実施

4 斎場・墓地の整備・運営

現状と課題

- 市と東海村で構成されるひたちなか・東海広域事務組合により運営している、常陸海浜広域斎場は、施設の老朽化が進み、施設・設備で耐用年数を経過するものが多くなっていることから、斎場個別施設計画に基づく計画的な改修・更新の実施が課題となっています。
- 市営墓地については、堀口墓地、高野墓地、磯崎墓地、たかのす霊園の4箇所を運営しており、必要に応じて修繕及び、適正な維持管理を行っています。多様化する墓地への市民ニーズや変化を適宜把握し、運営に係る財源の早急な確保と同時に将来的な市営墓地のあり方を総合的に検討し、適切な墓地運営を図っていく必要があります。

取組と方針

- 東海村と共同で常陸海浜広域斎場を適切に管理運営するとともに、老朽化した施設・設備の改修・更新を計画的に実施します。また、民間活力導入により、多様化する利用者ニーズに対応したサービスの提供と効率的な運営を推進します。
- 市営墓地について、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、意識調査に基づく社会状況の変化の把握と墓地の必要性を踏まえたうえで、市営墓地のあり方と財源の確保について検討し、適切な運営を図ります。

主な取組

- 常陸海浜広域斎場の管理・運営
- 常陸海浜広域斎場の個別施設計画の定期的な見直し
- 常陸海浜広域斎場の指定管理者との連携
- 市営墓地の安定的な管理・運営を図るための財源等の確保
- 市営墓地のあり方についての検討

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
市営墓地提供可能率	100%	100%

V-10

快適な暮らしを支える都市基盤

資源循環型 社会の構築



基本方針

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する持続可能な資源循環型の地域社会づくりを目指します。そのため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本に、ごみの減量化や再資源化、食品廃棄物等のバイオマス化を推進します。

また、再生可能エネルギーの導入可能性について検討し、脱炭素社会の実現と新たなエネルギー利用の拡大を図ります。

廃棄物処理については、現行の処理施設や体制を良好に維持しながら、将来的には広域的な処理を含め、環境負荷の低減や持続可能性の観点から、施設や体制の整備に取り組みます。

主観指標

ごみ処理対策やリサイクルの推進に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.97
- 目標値（令和11年） 3.07

関係部署

- 廃棄物対策課
- 環境政策課

1 ごみ減量化・再資源化の推進

現状と課題

- 市民や事業者との協働により、様々な3Rの施策を推進しています。
- 市内のごみ排出量は十年前の9割以下となるなど、年々減少しています。ごみ排出量の目標値を前倒しで達成するなど、ごみ減量化は着実に進展しています。
- 自治会等再資源化量は、重量の嵩む紙や瓶が大幅に減っている影響で十年前の半分近くまで落ち込んでおり、資源化率が下がっています。デジタル化による新聞発行部数の減少や、瓶からペットボトルへの切り替え等は今後一層進むと考えられます。
- 廃食用油や生ごみ等のバイオマス資源のより効果的な利活用について市内事業所との連携により検討する必要があります。また、資源循環型社会の構築を図ると同時に市域の再生可能エネルギーの導入についても促進していく必要があります。
- 近年の技術革新によって新たな種類の製品が次々に発売されています。中には通常の処理が困難な上、拡大生産者責任が曖昧なため処理ルートがないものが数多くあり、処理体制の確立が必要となっています。

用語解説

- **3R（リデュース・リユース・リサイクル）** ...リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用・再資源化）の頭文字をとった言葉であり、環境配慮をした循環型社会を形成するための考え方。
- **バイオマス資源**...紙、家畜糞尿、食品廃棄物、建設廃材、黒液、下水汚泥、生ゴミ等の廃棄物や稲わら、麦わら、籾殻、林地残材（間伐材・被害木など）、資源作物、飼料作物、てんぷん系作物等の未利用資源のこと。

取組と方針

- 資源循環型社会に向けて意識の高揚を図るため、市民・事業者などに対し3Rの重要性と実践方法について周知啓発します。
- 再生家具販売や、民間との連携による家具や家電のリユース・リサイクル事業などの利用を推進し、3Rの徹底を図ります。
- ごみ減量化と再資源化を推進するため、可燃・不燃・粗大ごみと資源物等の分別収集を周知徹底します。また、地域と連携して自治会や子ども会の資源回収事業を推進します。
- 小型家電やリチウムイオン電池の回収を周知徹底し、レアメタル等の再資源化を推進します。
- 食品ロス・食品廃棄物の削減の推進のため、市民・飲食店等に対し3切り運動などの普及啓発に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの普及に向けた廃食用油のバイオマス燃料化や、生ごみ処理容器による家庭の生ごみの堆肥化など、バイオマスの利活用を推進します。
- 資源リサイクルを進めるため、自治会や子ども会などを通じて地域住民と連携し、資源回収事業を推進します。
- 持続可能な資源循環型の地域社会づくりを目指し、バイオマス資源の利活用を推進します。
- エコショップの普及などを通して、グリーン購入や店舗におけるごみ減量化・再資源化を推進します。
- プラスチック使用製品について、再資源化の実施に向けた調査検討を行います。
- 市では可能な限り処理ルートの開拓に努めていますが、引き続き、国に対し適正な処理体制の確立を要望していきます。

主な取組

- 再生家具販売や市政ふれあい講座等を通したごみ減量化・再資源化の周知啓発
- 自治会・子ども会資源回収事業補助、牛乳パック回収事業補助、生ごみ処理容器購入費補助、廃食用油回収拠点助成、小型家電回収、リウムイオン電池回収、エコショップの普及、マイバッグ持参運動の推進、(連携事業)家具・家電のリユース・リサイクル事業推進
- バイオマス資源、太陽光発電の利活用の推進

施策評価指標

現状値 (令和7年)

目標値 (令和11年)

① 1人1日当たりのごみ排出量	936 g	現状値以下
② ごみの資源化率	14.0%	現状値以上

役割

市

- ごみ減量化・再資源化の推進
- 再生資源・バイオマスの利活用の推進
- グリーン購入の推進、調達の実施
- レジ袋削減・マイバッグ持参運動の推進、マイボトル持参利用の推進
- バイオマス資源による利活用事業者の拡充

市民

- 資源回収事業ほかへの協力
- バイオマスの利活用への協力
- 市リユース・リサイクル事業の活用
- エコショップの利用
- 再生品・リユース品の購入
- グリーン購入の選択
- マイバッグ・マイボトル等の持参

事業者等

- ごみ減量化・再資源化の実施
- 再生資源・バイオマスの利活用
- グリーン購入の選択
- エコショップへの登録・グリーン購入の提供
- レジ袋有料化の実施、マイバッグ・マイボトル持参の呼びかけ
- 使い捨て容器等の提供中止

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市第3次環境基本計画 ● ごみ処理基本計画

現状と課題

- 可燃ごみは、環境負荷の軽減などを目的として、東海村と共同で整備・運営するひたちなか・東海クリーンセンターで焼却しています。将来的には、環境負荷を更に軽減するため、より大規模な広域化が求められています。
- 焼却灰は溶融して再資源化し、飛灰は市村で按分して小鍋沢最終処分場に埋め立てています。同処分場の残余容量は少なくなってきており、早急な対応が必要です。
- 不燃ごみ及び資源物は資源リサイクルセンターに搬入した後、その処理を民間事業者へ委託しています。不燃ごみは破碎・選別して、有価物を極力再資源化していますが、より安定的、効率的な処理を研究していく必要があります。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理については、将来、下水浄化センターとの共同化が計画されています。現在処理を行う勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターは老朽化が進んでおり、その対策が必要です。

取組と方針

- 可燃ごみは、ひたちなか・東海クリーンセンターにおいて効率的に処理を行います。また、将来的な大規模広域化を想定した現施設の長期的な運営方針について検討していきます。
- 小鍋沢最終処分場については、現施設の延命化を図るとともに、次の最終処分方策について検討を進め、方針を決定します。
- 不燃ごみ及び資源物については、現在の処理施設及び処理体制を良好に維持します。長期的には、廃棄物処理に関わるサイクル法制や技術革新などの動向を踏まえ、広域処理を含めた中で処理のあり方を検討していきます。
- 勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターについては、人口減少社会を見据えた持続可能な汚泥処理を行うため、下水浄化センターとの共同化を進めます。それまでの間、計画的な修繕により長寿命化を図り、安定的なし尿・浄化槽汚泥処理を行います。

主な取組

- ひたちなか・東海クリーンセンターの維持・運営、長期的運営方針の検討
- 資源リサイクルセンター及び小鍋沢最終処分場の維持・運営
- 最終処分方策の検討
- 勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターの維持・運営

施策評価指標

最終処分場への埋立量

現状値（令和7年）

2,717t

目標値（令和11年）

現状値以下

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市第3次環境基本計画 ● ごみ処理基本計画

用語解説

●エコショップ...商品の簡易包装や資源物の店頭回収の実施、環境に優しい商品（再生紙使用、リターナブル容器入り等）の積極的な販売活動などを行っている店舗について、認定・登録を行う事業。登録店舗は認定ステッカーを利用した広告を行うことができる。

V-11

快適な暮らしを支える都市基盤

住宅



基本方針

市営住宅については、長寿命化のための改修工事を計画的に進めるとともに、耐用年数や構造上の理由から耐震補強が困難な場合には住宅の用途廃止を進めていきます。また、生活様式の変化に伴うニーズの多様化に対応して、民間賃貸住宅を活用した家賃補助により住居の支援をします。

高齢化、核家族化の進行に伴い空き家の増加が見込まれる中、空き家の発生の抑制に取り組むとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び市条例に基づき、所有者等への適正管理の指導や相談、安全対策、利活用の促進等に取り組みます。

主観指標

良好な居住環境の整備に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.07
- 目標値（令和11年） 3.12

関係部署

- 住宅政策課
- 建築指導課
- 区画整理事業課
- 区画整理一課
- 区画整理二課
- 那珂湊土地区画整理事務所

1 住宅



現状と課題

- 市営住宅は、既存住宅の長寿命化を図り、計画的な改修を実施しています。
- 維持管理が困難な市営住宅については、用途を廃止し、解体を進めています。
- 市営住宅は昭和 30～40 年代に建設されたものも多く、老朽化対策を進めるほか、高齢者世帯や若年層が安心して暮らせる住宅を整備する必要があります。

取組と方針

- 市営住宅の長寿命化を図るため、計画的な改修工事を進めるとともに、耐用年数を経過し、かつ耐震補強が困難な市営住宅については、計画的に用途廃止を行い、解体工事を進めていきます。
- 市内居住希望者に対しては市営住宅の入居とあわせて、民間賃貸住宅の空室を活用した家賃補助制度により住居支援をしていきます。

主な取組

- 市営住宅の計画的な改修
- 民間賃貸住宅の家賃補助
- 市営住宅の用途廃止及び解体工事

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
家賃補助制度の世帯数	102件	142件

関連する市の計画等 > ●ひたちなか市市営住宅長寿命化計画

2 空き家等対策

現状と課題

- 空き家は今後も増え続けることが想定されており、周囲に悪影響を及ぼす恐れのある空き家の発生を未然に防ぐことが重要なことから、無料相談会の実施や市政ふれあい講座を通して、家族との話し合いの必要性などについて啓発に努めています。現状、参加者が少ない状況にあることから、関係機関と協力し参加者を増やす取組が必要となります。
- 空き家バンクについて、登録数に対し成約件数も順調に伸びている状況であります。今後は、活用する見込みが無い物件の所有を続ける所有者等への啓発を推進することで、更なる空き家の活用を促進する必要があります。
- 適正な管理がされていない空き家の所有者等に対する助言や指導により、是正や解決など一定の成果が得られていますが、経済的理由や管理・活用意識の希薄さから、解決に時間を要する案件が蓄積されています。これらの所有者等に対しては、必要な情報の提供や維持管理意識の醸成を図っていく必要があります。

取組と方針

- ひたちなか市第2次空家等対策計画に基づき、空き家の「発生の抑制」、「有効活用の促進」、「適正な管理がされていない状態の解消」の3つの考えを基本とした、総合的な空き家等対策を推進します。
- 自治会等の地域や関係機関等との連携により、空き家等対策を推進します。

主な取組

- 空き家の発生を抑制するための相談会や講座の開催
- 空き家の適正管理等に関する啓発や相談
- 空き家バンク制度による空き家の有効活用を通じた、空き家の発生抑制及び移住・定住の促進
- 空き家を活用した地域における交流拠点等の整備の支援
- 適正な管理がされていない空き家の所有者等に対する行政措置

用語解説

●空家等対策の推進に関する特別措置法...適切な管理が行われていない空家等が地域に深刻な影響を及ぼしている状況から、地域住民の生命、身体及び財産の保護と生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進するため、施策の基本方針等を定めた法律。

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
空き家有効活用数	25件	49件

役割

市

- 市民の安全・安心の確保
- 地域の活性化

市民

- 市への空き家情報の提供など

事業者等

- 市の空き家対策への協力

関連する市の計画等 > ●ひたちなか市第2次空家等対策計画



V-12

快適な暮らしを支える都市基盤

公共交通



基本方針

JR、ひたちなか海浜鉄道湊線、路線バス、スマイルあおぞらバス等の連携に基づく持続可能な公共交通体系の構築を図ります。

スマイルあおぞらバスについては、通院や買い物など日常生活の移動を支える生活交通として利便性向上を図ります。

ひたちなか海浜鉄道湊線については、安全な鉄道輸送の維持確保に努めるとともに、おらが湊鐵道応援団や地域と連携しながら、更なる利用促進を図ります。また、湊線の延伸事業については、沿線地域の利便性向上や回遊型観光の推進等による地域経済の活性化、交流人口の拡大などの観点から、ひたちなか地区のまちづくりと一体的に取り組みます。

主観指標

公共交通機関に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.08
- 目標値（令和11年） 3.13

関係部署

- プロジェクト推進課
- 都市計画課
- 高齢福祉課

1 コミュニティ交通の充実

現状と課題

- 市民の日常生活の足として運行するスマイルあおぞらバスについては、市内の各地域と公共施設や病院、商業施設等を循環しており、利便性の向上に向けてルートやダイヤなど、随時見直しを行っています。
- 住民ニーズや道路・施設の新設等の状況に的確に対応しながら、スマイルあおぞらバスのルートやダイヤを設定する必要があります。
- スマイルあおぞらバスのルートや時刻がわかりづらいとの

- 意見があり、分かりやすい情報提供が求められています。
- 中型バスに加えて、一部地域では狭隘な道路にも対応できるように、ワゴン車により運行しています。
- 高齢者の増加に伴い、コミュニティ交通の利用ニーズが高まっています。今後は多くの高齢者が利用しやすい公共交通環境を整備するとともに、公共交通の利用が困難になった高齢者等の日常生活の移動支援に対応していく必要があります。

取組と方針

- 住民の移動ニーズや利用実態に応じたスマイルあおぞらバスのルートやダイヤ、停留所の配置の改善、時間帯に応じた運行の柔軟化を検討します。
- スマイルあおぞらバスの利便性を高めるための方策を検討し、利用促進を図ります。

- ルートやダイヤ、運行状況、利用方法等に関する情報提供について、多様な発信手段を活用しながら、分かりやすく、きめ細やかな周知・PRに取り組みます。
- 公共交通の利用が困難になった高齢者等の日常的な移動を支援するため、福祉分野と連携し、実態の把握や移動支援サービス等を検討します。

主な取組

- スマイルあおぞらバスの運行
- スマイルあおぞらバスのルート・ダイヤ・停留所配置等の改善による利便性向上
- 出前講座等の情報発信の強化
- 福祉分野との連携による実態把握と関係者との情報共有

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
スマイルあおぞらバス年間利用者数	206,703 人	215,000 人

役割

市

- 運行ルート、ダイヤ等の設定・見直し
- 運行業務の監督

市民

- スマイルあおぞらバスの利用

事業者等

- 運行業務

関連する市の計画等 > ●ひたちなか市地域公共交通計画

2 ひたちなか海浜鉄道への支援

現状と課題

- おらが湊鐵道応援団をはじめとした多くの市民や地域団体などにより力強く支えられ、鉄道の利用者数は増加しています。
- ひたちなか海浜鉄道発足以来、年間通学定期券や各種企画切符の発売、運行ダイヤの見直しなどの利便性向上に取り組んできたことにより、令和6年度には開業以来最多となる1,182,442人の利用者数を記録したものの、経営状況は黒字化には至っていないため、利用者増加に向けた取組を図っていく必要があります。
- 国や県と連携し、湊線の安全運行の確保と更なる利便性の向上に向け、設備投資や会社経営の支援を行っています。
- 地域住民の利便性向上に加え、市内観光の活性化や、交流人口の拡大などの観点から、湊線延伸に向けた取組を進めており、延伸事業を含む利便性の向上に関する取組などを盛り込んだ「湊線鉄道事業再構築実施計画」について、令和7年12月に国の認定を取得しました。今後は、早期開業に向けて、市民の理解を得ながら、着実に取組を進める必要があります。

取組と方針

- ひたちなか海浜鉄道湊線については、市民の日常生活を支える基幹交通であるとともに、本市の経済や観光の活性化につながる地域資源でもあることから、国・県と連携しながら安全な運行を確保するための計画的な設備投資を支援するとともに、経営の安定化を促進します。
- 湊線鉄道事業再構築事業に基づき、沿線地域の利便性の向上、回遊型観光の推進等による地域経済の活性化、交流人口の拡大などの観点から、湊線のひたちなか地区方面への延伸を推進します。
- おらが湊鐵道応援団などと連携しながら、湊線の更なる利用促進に取り組みます。

主な取組

- 湊線鉄道事業再構築事業（設備更新及び維持修繕・延伸事業等）の推進
- 湊鉄道対策協議会事業の推進
- おらが湊鉄道応援団の活動支援

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

ひたちなか海浜鉄道湊線年間利用者数

1,182,442 人

1,191,900 人

役割

市

- ひたちなか海浜鉄道の支援
- 利用促進事業の実施
- 湊線を活用したまちづくり

市民

- おらが湊鉄道応援団などの市民団体等による湊線利用促進事業の実施

事業者等

- ひたちなか海浜鉄道による湊線の運行、運営

関連する市の計画等 > ● ひたちなか地域公共交通計画 ● 湊線鉄道事業再構築実施計画

3 総合的な公共交通体系の構築

現状と課題

- 常磐線や湊線の鉄道路線が基幹的な公共交通として勝田駅、佐和駅、那珂湊駅の3つの市街地を縦横に走り、駅や団地などの主要地を路線バスが結んでいます。また、スマイルあおぞらバスが、駅や公共施設、病院、店舗、住宅地などをつなぎ、市内全域を細かく循環しています。
- 市公共交通活性化協議会の協議により、市内全体の公共交通施策の検討と推進に取り組んでいます。
- 少子高齢化の進行、働き方や生活様式の変化、運転手不足の深刻化など、公共交通網を維持する環境は厳しさを増しています。

取組と方針

- まちづくりとの一体性を図りながら、JR、ひたちなか海浜鉄道湊線、路線バス、スマイルあおぞらバスなどの公共交通機関が相互に連携し、持続可能な公共交通網を構築します。
- 公共交通結節点の環境を整備するとともに、公共交通相互の乗継利用等を推進し、自家用車から公共交通への利用転換を促す取組を進めます。
- 沿線自治体や交通事業者等と連携し、JR 各線やひたちなか海浜鉄道湊線、路線バス等の利用を促進します。
- 将来的な人手不足への対応に向けた自動運転技術や、シェアサイクルなどの公共交通を補完する移動手段について、本市への適合性を調査・検討します。

主な取組

- 市内公共交通網の連携強化（ダイヤの接続性強化、乗り継ぎ促進の検討等）
- ICT等を活用した技術の導入検討及び先進技術動向の調査
- 多様な主体と連携した公共交通の利用促進

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
市内公共交通の利用者総計	8,319,453人	8,392,000人

役割

市

- 公共交通結節点の環境整備

市民

- 公共交通の利用

事業者等

- 公共交通ネットワーク化のためのルート・ダイヤ等の検討

関連する市の計画等 > ●ひたちなか市地域公共交通計画



用語解説

- スマイルあおぞらバス...平成18年10月から運行を開始した市のコミュニティバス。公共施設や医療機関、住宅地等を巡回し、基幹交通である鉄道の駅へと接続することで、通院や買い物など日常生活における移動を支える「生活交通」としての役割を担っている。
- おらが湊鐵道応援団...ひたちなか海浜鉄道湊線の存続・発展のために設立された市民団体。湊線を核とした地域の活性化を目指して積極的に活動している。
- 市公共交通活性化協議会...地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づく地域公共交通計画等の作成及び計画に位置付けられた事業の実施に関する協議を行うなど、市の公共交通施策を総合的に推進するための協議会。
- 公共交通結節点...公共交通手段（鉄道、バス、タクシー等）の相互の乗り換えを行う施設。

大綱 VI

つながりが広がる地域社会

社会の多様化・複雑化や地域のつながりの希薄化が進む中で、互いに支え合い、安心して暮らし続けられる地域社会の基盤が弱まりつつあることが課題となっています。

前期基本計画では、市民活動や地域団体活動の支援、多様なイベントを通じた交流の促進、地域情報の発信などに取り組み、人と人、人とまちがつながり、そのつながりが地域の力を高め合う持続可能な地域社会の実現を目指します。

VI- 1	市民との協働	
①	地域・NPOなどとの協働	187
VI- 2	市民活動支援	
①	自治会活動の支援	189
②	コミュニティ活動の支援	190
VI- 3	つながりと交流の促進	
①	絆の構築	192
②	交流の促進	193
VI- 4	多文化共生	
①	多文化共生の促進	195
VI- 5	男女共同参画	
①	男女共同参画の推進	197
VI- 6	行政情報発信・広聴	
①	広報	199
②	広聴	200
VI- 7	持続可能な行財政運営	
①	行財政改革	202
②	財政基盤の確立	203
VI- 8	広域連携	
①	広域的なまちづくり	205

VI-1

つながりが広がる地域社会

市民との協働



基本方針

まちづくり市民会議等から提起された課題について、市民、行政、事業者等が適切な役割分担を図りながら、解決に向けた話し合いや活動に取り組みます。また、自治会、コミュニティ組織、ボランティアや NPO など市民の自主的な活動を引き続き支援するとともに、つながりを構築する場の創出に努め、市民活動の活性化を図ります。

主観指標

自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.99
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 市民活動課

1 地域・NPO などとの協働



現状と課題

- 市民参画によりつくりあげた「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」の理念を広く市民と共有するため、NPO 法人と協働して、市民活動フォーラムを開催しています。
- 「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」の理念に基づき、全てのコミュニティ組織において「まちづくり市民会議」が立ち上がり、地域の方々の参加の下、自らの住む地域の課題について話し合い、自分たちの地域でできることは自分たちで取り組むものとし、地域と行政が適切な役割を分担しながら、課題解決に向けた取組が行われています。
- 市は、「コミュニティ組織連絡協議会」とまちづくりに関する情報等を共有しながら、地域の自主性を尊重し、それぞれの実情に合わせた支援を適切かつ迅速に取り組み、更なる活性化に取り組んでいく必要があります。
- 市民の交流・活動を支援するための拠点施設である「市民交流センターひたちなか・ま」は、コミュニティギャラリー、多目的室、パソコン・印刷機等の貸出しや掲示板による情報提供などを実施しており、運営を NPO 法人に委託しています。
- 市民交流センターの利用促進を図るため、市民の交流機会の拡充に取り組むとともに、幅広い世代に利用される取組を行う必要があります。
- 「げんき-NETひたちなか」では、市民活動に関する情報を幅広く提供するとともに、市民のニーズに応じて人材・団体のコーディネートを行っています。今後も市民活動推進のため幅広く多様な情報提供が求められています。
- 協働のまちづくりの進展には、市民活動団体の連携・協力は重要であることから、各分野で活動している団体の交流や多様なつながりが生まれる環境を整える必要があります。

取組と方針

- まちづくり市民会議については、「まちづくりの主役は市民である」との理念に基づき、地域との適切な役割分担の下、引き続き、コミュニティ組織連絡協議会と連携しながら、更なる活性化に向けた支援に取り組んでいきます。
- まちづくり市民会議において、地域の課題解決のため、地域住民の声を提案や要望としてまとめるなどの取組を支援します。
- まちづくり市民会議の活性化を図ることで、地域の自立性を高めるとともに、地域の課題を適切かつ迅速に解決することを目指します。
- 市民交流センターの利用促進を図るため、コミュニティギャラリーの利用について広く周知するとともに、勝田駅東口の公共広場を活用した市民交流センターまつりやキャンドルナイトなど関係団体との協働によるイベントを充実し、市民の交流機会の増加に努めます。
- 市民活動の活性化のため、市民活動サポートバンク「げんき -NET ひたちなか」を通して、市民活動に必要な情報を幅広く提供するほか、市民のニーズに応じて人材や団体の適切なコーディネートを行い、市民の相互交流を図ります。
- 市民活動団体の交流や多様なつながりを築く交流の場を創出します。

主な取組

- まちづくり市民会議運営支援事業
- 市民交流センターの運営支援及び利用促進
- 市民活動サポートバンク「げんき -NET ひたちなか」の管理運営
- 「まちづくり café」などを通じて、市民活動団体の交流や多様なつながりを築く交流の場の創出

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

まちづくり市民会議の開催回数

30回

30回

役割

市

- 「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」の理解促進
- まちづくり市民会議の運営支援
- 交流の場の提供
- ボランティア活動参加のきっかけづくり

市民

- まちづくり市民会議への参画
- 市民活動への参加
- ボランティア活動への参加

事業者等

- 市民活動への協力

用語解説

- **ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例**...市民がまちづくりの主役であることを確認するとともに、自立的な自治体運営を確立し、市民、議会、行政が相互に連携・協力してまちづくりを進めるための基本ルールとして、平成22年4月1日に施行された条例。
- **まちづくり市民会議**...まちづくりに関する課題や市の施策などについて、市民と市が自由に意見を交換するために協働で運営する会議。
- **NPO 法人**...特定非営利活動促進法によって法人格を与えられる非営利組織（Non-Profit Organization）のこと。保健、医療又は福祉の増進や社会教育の推進など、同法に定める特定非営利活動を行う団体。
- **げんき -NET ひたちなか**...市民活動に関する人材・団体や講座・イベントなどの情報をデータベースに集約し、ホームページで提供するとともに、コーディネーターによって活動したい人・活動してもらいたい人を結びつける仕組み。

VI-2

つながりが広がる地域社会

市民活動支援



基本方針

市民の自主的で多様な活動をさらに活性化するため、自治会やコミュニティ組織などが取り組む活動を支援します。また、自治会活動の趣旨、重要性を周知・啓発し、自治会への加入を促進します。

主観指標

自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.99
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 市民活動課

1

自治会活動の支援

現状と課題

- 自治会では、防災・防犯、子どもや高齢者の見守り等、自主的な取組が地域の実情に応じて行われています。少子高齢化や社会環境の変化を背景として、自治会への未加入や途中退会の増加により、自治会役員や活動の担い手不足が課題となっています。
- 集会施設の老朽化等により、修繕や建替えなどの需要増加が見込まれます。
- 一部地域において、自治会未結成地区があります。
- 自治会活動の効率化や新しい生活様式に対応する観点から、ICTの活用が求められています。

取組と方針

- 自治会連合会や各自治会の活動を引き続き支援するとともに、加入促進動画やリーフレットを活用しながら、自治会の役割や地域活動の重要性・必要性の理解促進と自治会の加入促進に努めます。また、自治会役員や担い手の確保のため、自治会の負担軽減に取り組むほか、事業者や団体との連携など、今後の自治会運営について検討していきます。
- 自治会未結成地区については、近隣自治会やコミュニティ組織を通じて自治会の必要性・重要性を周知し、自治会結成の気運の醸成を図ります。
- 集会所の老朽化等に対応するため、修繕などに伴う経費の一部を補助するとともに、集会所のない自治会については、空き家等の活用なども含め、地域の集会施設、活動拠点の確保を支援します。
- 自治会活動におけるICT活用を推進するため、ICTに関する講座の開催などにより支援します。

主な取組

- 自治会連合会の運営支援
- 自治会活動の担い手育成
- 自治会活動の広報・啓発
- 集会所の維持管理・確保の支援
- 自治会未結成地区の組織化支援
- 自治会活動 ICT 化推進の支援

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

自治会加入世帯数

33,171 世帯

33,200 世帯

役割

市

- 自治会活動への支援、連絡調整等
- 自治会活動の周知啓発

市民

- 自治会及び自治会連合会として自治会組織の運営や自治会相互の連携

事業者等

- 自治会活動への協力、参加

2 コミュニティ活動の支援

現状と課題

- 中学校区ごとにコミュニティ組織があり、運動会やお祭り、環境美化運動など、地域の特性に応じた様々な活動のほか、コミュニティセンターの管理・運営を行っています。
- 各コミュニティやコミュニティ組織連絡協議会市民憲章実践部会が取り組む事業について、市民主体のまちづくりが継続的に実施できるよう支援していく必要があります。
- 各コミュニティセンターでは、給排水設備、電源設備等を中心に経年劣化しており、計画的な修繕や改修工事等を進める必要があります。また、老朽化が進む施設については、施設のあり方を検討する必要があります。
- 各コミュニティセンターの窓口業務等において、デジタル技術を活用した利便性の向上及び効率化が求められています。

取組と方針

- コミュニティ組織が行う地域の特性に応じた活動を支援するとともに、コミュニティ組織連絡協議会による各組織の横断的な連携強化と、市民憲章実践部会が取り組む事業について、地域による自主的・継続的な取組となるよう支援します。
- 地域活動の拠点であるコミュニティセンターの運営を支援するとともに、引き続き各施設の状況に応じた修繕や改修工事等を計画的に行い、施設の長寿命化を図りながら、適切な施設管理に努めます。また、老朽化が進む施設については、地域活動拠点のあり方を含め、複合化・多機能化などについても検討します。
- デジタル技術を活用しながら、コミュニティセンターの利便性の向上に向けた環境整備について検討します。

主な取組

- コミュニティ組織及び同連絡協議会への運営支援
- 地域のコミュニティセンター運営への支援
- コミュニティセンター施設・設備の計画的な修繕
- デジタル技術を活用したコミュニティセンターの利便性の向上について、コミュニティ組織連絡協議会と協議・検討

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
地域活動参加者の割合	34.1%	38.0%

役割

市

- コミュニティの運営や主催事業等への支援、連絡調整
- コミュニティセンター運営への支援

市民

- コミュニティ組織の運営
- コミュニティセンターの運営

事業者等

- コミュニティ活動への協力、参加



VI-3

つながりが広がる地域社会

つながりと
交流の促進

基本方針

市民一人ひとりが地域社会の一員として互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進します。地域のつながりを深めるため、小地域ネットワークの形成やサロン活動を支援し、日常生活の中で交流や助け合いの機会を広げるとともに活動を担う人材の育成を通じて、地域の課題解決や見守り・支え合いの体制づくりを強化します。また、地域の特性や文化をいかした各種イベントの開催支援や、全国規模のスポーツ大会、姉妹都市等の交流事業を通じて市内外の交流を促進し、市民と参加者・関係者との関係性構築や交流人口の拡大、シビックプライドの醸成を図ります。

さらに、さまざまな機会でも本市に関わった方々がつながりを継続していけるような仕組みづくりを進めます。

主観指標

市の魅力発信による交流の促進に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.04
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- プロジェクト推進課
- 地域福祉課
- 高齢福祉課
- 観光振興課
- 商工振興課
- スポーツ振興課
- 総務課

1 絆の構築



現状と課題

- サロン活動をはじめとした多くの地域福祉活動が行われるよう、活動の担い手を育成する必要があります。
- 70歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、近隣住民による見守りや声かけなどを行う小地域ネットワーク事業

については、見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれます。一方で、自治会員等からなる協力員不足が加速しており、地域の実情に応じながら無理のない範囲での声かけや見守りをを行っている状況です。

取組と方針

- 社会福祉協議会と連携し、サロン活動支援事業を実施するほか、サロン活動をはじめとした地域福祉活動の担い手を育成します。
- 小地域ネットワーク事業については、事業の周知や協力員の確保に努めるとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携します。

用語解説

- シビックプライド... まちに対して「誇り」や「愛着」、「共感」を持ち、まちをより良くするために関わろうとする当事者意識に基づく自負心のこと。
- 小地域ネットワーク事業... 70歳以上のひとり暮らし高齢者等が、安心して生活できるような地域づくりを目的として、近隣の方で見守りネットワークを組織し、さりげない声かけや見守りをしながら、日常的な安否の確認等を行う、近隣者同士の助け合い活動。

主な取組

● 地域福祉担い手育成事業の実施

● 小地域ネットワーク事業の推進

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

小地域ネットワーク組織数

625 組織

625 組織

役割

市民

● 小地域ネットワーク事業における高齢者の見守り活動への協力

関連する市の計画等 > ● ひたちなかしあわせプラン 21

2 交流の促進

現状と課題

- 本市では、音楽フェス等の大規模イベント等、多様なイベントが開催され多くの観光客が訪れていますが、局所的な集客のため街中への経済波及効果を実感し難いことが課題となっています。
- 近年、地域の観光プレイヤーが活躍していますが、活躍の機会や仲間を作る機会が限られていることが課題となっています。
- 姉妹都市である石巻市及び那須塩原市とは、市民交流事業や、産業交流フェアなどにより、継続的な相互交流が続けられています。また、市民団体の自主的な交流をきっかけに友好都市となった石垣市についても、交流が行われています。

取組と方針

- 観光協会や商工会議所等の経済団体、飲食店や観光事業者等の民間事業者と協力し、観光客をあたたく迎え入れるとともに、観光消費を刺激する仕掛けづくりに取り組みます。
- 新たなイベントの開催を支援し、地域の観光プレイヤーの活躍と育成を図ります。
- 学びや交流を通じて多様な人が関わり合い、持続的に観光を支える仕組みづくりに取り組みます。
- スポーツの力で市民と参加者が一体となり、地域の活性化を図るため、熱意あふれる市民ボランティアの協力のもと、伝統ある勝田全国マラソンを開催します。また、大洗町と共催で、美しい景観のシーサイドコースを舞台とした三浜駅伝競走大会を実施します。
- 市内を拠点とする実業団スポーツチームと連携し、選手と市民との交流イベントを積極的に開催し、アスリートとのふれあいを通じて、スポーツの素晴らしさを伝え、スポーツが盛んなまちづくりを推進します。
- 全国レベルの大会やプロ野球公式戦をはじめとしたプロスポーツチームの誘致を図り、多様なスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。
- 石巻市及び那須塩原市と良好な姉妹都市の関係を継続するよう、様々なテーマのもと交流事業を通じて、両市との相互理解が深まるように努めます。また、友好都市である石垣市との交流についても様々な機会を捉え継続をしていきます。

主な取組

- 中心市街地エリアの飲食店等と連携し、観光客の滞在時間を延ばす取組を展開
- イベント開催支援による人材育成を促進
- 学びや交流による観光推進の仲間づくりを促進
- 勝田全国マラソン大会開催
- 三浜駅伝競走大会開催
- 市民と市内実業団選手との交流支援
- 姉妹都市、友好都市との交流
- イベント等を通じたシビックプライドの醸成
- 継続的なつながりの場（ファンベース）の運営

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

観光入込客数

458 万人

517 万人

役割

市

- イベントの開催支援

市民

- イベント運営への参加

事業者等

- イベントの開催

VI-4

つながりが広がる地域社会

多文化共生



基本方針

本市における外国人住民登録者数は年々増加しており、国籍・言語・慣習が異なる中で、互いの文化を尊重し、共に生きる多文化共生の促進が求められています。

そのため、外国人住民への相談・支援体制の充実に取り組むとともに、多文化共生の意識の醸成を図ります。

さらに、国際交流ボランティアの育成を図るとともに、外国人が地域社会の一員となり、まちづくりの担い手として活躍できる環境づくりを推進します。

主観指標

市の魅力発信による交流の促進に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.04
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 多文化共生課

1 多文化共生の促進

現状と課題

- 外国人は言葉や文化、習慣の違いから、地域社会で孤立することが懸念されています。
- 文化の違いについて相互に理解し合い、共生するまちづくりを推進していく必要があります。
- 年々増加する外国人住民が、生活等に必要な日本語能力を身につけられるよう、国際交流協会や関係機関等と連携しながら、日本語教育環境を整え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- 外国人住民が増加する一方で、国際交流協会の運営やイベント等に関わる人材不足や固定化の傾向があるため、ボランティアを含む新たな人材の確保や活用を図る必要があります。

取組と方針

- 外国人住民が日常生活を円滑に送ることができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。
- 外国人住民の生活利便性の向上を図るため、必要とする生活情報を随時提供できるよう努めます。
- 国籍や文化など様々なルーツを持つ住民が、お互いの文化や習慣の違いを認め合う多文化共生についての意識啓発を行います。
- 外国人住民が地域社会の構成員として自立し、まちづくりの担い手となるよう、地域社会への参加を促進します。
- 文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するため、国際交流協会と連携して国際交流イベントや外国人サポート事業を実施し、市民の国際理解や自主的な交流活動を促進します。

主な取組

- 外国人に係る相談窓口の設置
- 外国人への生活情報等の提供
- 外国人の日本での生活力向上支援
- 多文化共生に向けた講座の実施による意識醸成
- 国際交流イベント等の実施による異文化理解の推進及び国際交流ボランティアの育成
- 外国人の地域イベントへの参加支援
- 外国人による地域の担い手の養成
- 国際交流協会の運営支援

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

国際交流事業の年間参加者数

3,679人

4,050人

役割

市

- 多文化共生の推進
- 外国人住民の相談・支援
- 外国人住民の生活利便性の向上
- 国際交流の推進

市民

- 各種イベント、講座等への参加
- 国際交流ボランティアとしての活動（日本語指導、ホームステイ等）

事業者等

- 国際交流協会による市委託事業の実施（各種イベント、日本語ボランティア養成講座、日本語教室等）
- 国際交流事業への協力



VI-5

つながりが広がる地域社会

男女共同参画



基本方針

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって働き方や生き方を柔軟に選択し、仕事も生活も充実できるよう、各種講座を開催するなど啓発活動を推進し、男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を図ります。

主観指標

男女共同参画の推進に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.03
- 目標値（令和11年） 3.08

関係部署

- 多文化共生課

1 男女共同参画の推進

現状と課題

- 男女共同参画社会の実現に向けて、啓発や市民団体の支援に取り組んでいます。
- 男女共同参画の課題が DV など女性に対する暴力の根絶から女性の社会参画の促進まで幅広い範囲にわたる点について、社会の理解を得る必要があります。
- 男女がともに家庭生活や仕事において充実できるよう、育児・介護休業を取得しやすい労働環境など、多様で柔軟な働き方を推進する必要があります。
- LGBT など性的マイノリティの人たちに対する偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることのできる社会を構築する必要があります。
- 女性の相談窓口を設置し、DV 被害者をはじめ、困難な問題を抱える女性の安全確保や被害の防止を図っています。また、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携して支援を行う必要があります。

取組と方針

- 男女が仕事や家庭生活、地域活動などの社会生活においてバランスのとれた暮らしを実現するため、市民、事業者、市が一体となり、誰もが自分らしく生きられるまちづくりを進めます。
- 「ハーモニーひたちなか」等市民団体の活動を支援し、協働して啓発事業に取り組みます。
- 誰もが働きやすい環境を整えるため、市内の事業者に対して女性の活躍推進を積極的に取り組むよう周知啓発を行います。
- 各種イベントにおいて、性的マイノリティの人たちに関する正しい知識の普及と理解促進を図るため、情報提供を行います。
- 配偶者などから暴力を受けている被害者等の相談支援を実施するとともに、関係機関と連携し安全確保や自立に向けた支援に努めます。また、研修会等の参加により相談員の対応力の向上を図ります。

主な取組

- 男女共同参画に関する啓発の推進
- 男女共同参画社会形成のための団体の支援
- 女性の活躍推進に関する啓発
- 多様性を認めあう社会の理解促進
- 配偶者間等の暴力の防止及び被害者の保護・自立支援

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
男女共同参画講座に満足している参加者の割合	80.0%	90.0%

役割

市

- 男女共同参画の啓発
- 女性に対する暴力防止、被害者保護等
- 市民団体の支援

市民

- ハーモニーひたちなかフォーラムの開催などによる啓発活動

事業者等

- 事業所内での男女共同参画の推進

関連する市の計画等 > ●ひたちなか市第5次男女共同参画計画



用語解説

- 男女共同参画社会...男女が互いに人権を尊重し、職場、家庭、地域など社会のあらゆる場面での活動に参画する機会が確保され、責任を担い合うことができる社会。
- DV...家庭内における暴力行為。特に、配偶者など近い関係にある異性への暴力。Domestic Violence の略。

VI-6

つながりが広がる地域社会

行政情報発信・広聴



基本方針

市報、ホームページなどを通じ、市民に分かりやすい行政情報等の提供に努めるとともに、インターネットや動画、ソーシャルネットワーキングサービスなどの多様なメディアを活用し、まちの様々な魅力や特性を広く市内外に情報発信し、本市の魅力度向上に努めます。また、個人情報の保護に配慮しながら、行政情報の公開・公表に努めます。さらに、パブリック・コメントや市政懇談会をはじめとする意見交換の場を幅広く活用しながら、市民の声を市政へ的確に反映します。

主観指標

市政情報の発信に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.00
- 目標値（令和11年） 3.05

市民意見の市政への反映に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.03
- 目標値（令和11年） 3.08

関係部署

- 広報戦略課
- デジタル推進課

1 広報

現状と課題

- 「市報ひたちなか」については、毎月2回発行し、市民生活に深く関わる情報発信の一つの手段であることから、市民に分かりやすい紙面づくりに努めています。
- 市報の配布については、自治会の協力を得て戸別配布していますが、自治会加入者の減少や電子データでの閲覧の増加など、市報の閲覧状況は変化しています。環境の変化に応じた市報の閲覧方法を採用していく必要があります。
- 自発的にまちに関わる人を増やし、まちの価値向上を図るため、シビックプライドの醸成につながる情報発信が必要です。
- XなどのSNSや、LuckyFM茨城放送ラジオ局で市提供番組「ひたちなか市からのお知らせ」を放送するなど様々なメディアを活用して市のPRに努めています。
- 市公式ホームページにおいては、即時性・アクセシビリティを重視した情報発信に努めています。今後は市の魅力を発信していくコンテンツの一層の充実が求められています。
- ニーズの多様化や情報技術の発展に伴い、様々なメディアが普及しており、それらの活用方法を随時検討し、本市への定住促進等を図るシティプロモーションをマーケティング活動の一環として取り組んでいく必要があります。

用語解説

- X...今していること、感じたことなどを「つぶやき」のような短い文章にして投稿するスタイルのコミュニケーションサービス。
- SNS...登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。Social Networking Serviceの略。
- チャンネル...伝達経路のこと。マーケティングで使われるチャンネルは、販売チャンネル、流通チャンネル、コミュニケーションチャンネルに分けられる。ここで言うチャンネルはコミュニケーションチャンネルを指す。
- アウタープロモーション...市外に向けた、まちの魅力を発信するプロモーション。
- インナープロモーション...市内に向けた、まちの魅力を再確認するプロモーション。

取組と方針

- 市報については、地域情報の収集に努めるとともに、制度や政策について市民の理解を深める記事構成に努め、「伝わる」紙面づくりを行います。
- 市報や SNS 等を活用して、シビックプライドの醸成につながる、双方向的なコミュニケーションを含めた、情報発信の方法を検討します。
- 近年の情報通信技術の発展に伴い、市民の市報閲覧方法にも変化がみられることから、データでの閲覧を含め、効率的で効果的な市報閲覧方法について継続的に研究します。
- 既存のデジタルメディアなどを活用し、市内外へ本市の PR や情報提供を積極的に行うほか、情報発信技術の進化に合わせ、多様なメディアを活用していきます。
- 市の魅力を発信し、交流人口や関係人口の拡大、定住人口の維持につなげる、戦略的なシティプロモーションを市公式ホームページ等をはじめとした複数の情報チャネルにより行います。

主な取組

- 市報の発行
- 市公式ホームページの運営
- SNS 等での情報発信
- Web 等での双方向によるコミュニケーションを活用した情報発信の検討
- プロモーションの実施
- 「くらしの便利帳」の発行
- 市政ふれあい講座の開催
- 市紹介資料の作成

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

市公式 SNS の登録者数

35,000 人

47,000 人

役割

市

- 市の魅力を伝える戦略的なアウトタープロモーションの実施
- シビックプライドの醸成につながるインナープロモーションの実施

市民

- SNS 等による自発的な情報発信

2 広聴

現状と課題

- 市民の提案・意見を市政に反映するため、毎年中学校区ごとに市政懇談会を開催しています。
- 市の施策を立案する過程において、パブリック・コメントを実施し、市民からの意見等を考慮して意思決定を行い、意見等の概要及びこれらに対する市の考え方等を公表しています。
- 市公式ホームページの投稿フォームや提案はがき等により市民のニーズの把握に努めています。引き続き意見聴取の機会の拡充を図る必要があります。
- 市民相談や弁護士相談、行政書士相談などにより、市民の困りごとや不安等の解消に努めています。市民相談内容が複雑かつ専門的になっているため、関係機関や専門機関との連携をより一層図る必要があります。

取組と方針

- 市民の提案・意見を市政に反映するため、社会状況等の変化に対応した開催方法を工夫するなどして、より効果的に市政懇談会を実施します。
- パブリック・コメント、政策課題懇談会など、政策決定過程において市民からの意見を取り入れ、市政に反映します。
- 市政全般にわたる市民の提案・意見を反映するため、市公式ホームページの投稿フォームや提案はがき等の様々な方法により、幅広く市民ニーズの把握に努めます。また、意見を聞く機会の拡充について検討します。
- 市民相談や弁護士相談、行政書士相談を実施し、専門機関と連携して、市民の困りごとや不安の解消に努めます。

主な取組

- 市政懇談会の開催
- パブリック・コメントの実施
- 意見を聞く機会の拡充
- 市民相談や弁護士相談、行政書士相談の実施

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

市へ意見を言える機会の満足度

3.02

3.07

役割

市

- 市民等からの建設的な提案、意見、要望などを広く聞く機会を設け、市政に反映させる。
- 市民等の民事的な困りごとの解決や不安解消を図る手助けをする。

市民

- 市政懇談会への参加
- パブリック・コメントへの意見等提出
- 市公式ホームページ等を活用した政策提案



用語解説

- **パブリック・コメント**...基本的な施策等の策定に当たり、施策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民等から提出された意見及び情報を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及びこれらに対する市の考え方を公表する一連の手続き。

VI-7

つながりが広がる地域社会

持続可能な
行財政運営

基本方針

限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用することにより、持続可能な行財政運営を目指します。

また、企業誘致や高い市税収納率を維持することにより自主財源を確保しながら、自立した財政基盤の確立に努めます。

あわせて、AIなどのデジタル技術を積極的に活用して行財政運営の効率化を図ります。

主観指標

効率的な市役所の運営に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.02
- 目標値（令和11年） 3.07

関係部署

- 人事課
- デジタル推進課
- 財政課
- 資産経営課
- 市民税課
- 資産税課
- 収税課
- 商工振興課

1 行財政改革



現状と課題

- 平成8年に「ひたちなか市行政改革大綱」を策定して以来、これまで10次にわたり大綱を策定し、効率的・効果的な事業の推進や民間活力の活用、公共施設の管理運営の見直しなど、様々な行財政改革に取り組んできました。
- 今後、少子高齢化や人口減少の進行、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展とともに、市民のニーズも多様化していくことが見込まれます。これらに対応するためには、変化を的確に捉え、市に求められる役割を把握し、その時々における最適な手法や仕組みを選択しながら、よりよい行財政運営を目指す必要があります。
- さらに、IoTやAIといった先端技術の進展や、ビッグデータの活用が進む中で、Society5.0に対応した行政サービスの提供が求められています。
- 窓口業務や相談業務など、市民との接点（フロントヤード）は、現在も対面や紙による対応が中心となっています。少子高齢化や人口減少が進み、行政資源が制約されていく一方で、住民の生活スタイルやニーズが多様化している現状に対応するため、窓口体制も含めたフロントヤードの改革を進めていく必要があります。

用語解説

- **ひたちなか市行財政改革推進プラン**...行財政改革大綱の後継として、持続可能な行財政運営の実現に向け、行財政改革を推進する計画。
- **Society5.0**...サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

取組と方針

- 社会構造の変化やニーズの多様化に対応するため、限られた行政資源を最大限に活用できるよう、業務の見直しや多様な主体との協働・連携を通じて事業の最適化を図ります。
- 健全な財政基盤の確立を図るため、自主財源の確保や事業の再構築による歳出の適正化を推進します。
- 質の高い行政サービスを継続的に提供するため、業務改革や効率化により組織運営の最適化を図るとともに、行政組織を支える人材の確保・育成や、働きやすい職場環境づくりに取り組むことで、体制の強化・活性化を目指します。
- 行政の DX を推進することで、業務の効率化・最適化、人的資源の適正配分を図り、市民サービスの向上を目指します。
- 「書かない・待たない・迷わない・行かない」窓口の実現など、フロントヤードを多様化・充実化するための環境整備を行い、市民の利便性向上と職員の負担軽減を図ります。

主な取組

- 行財政改革推進プランの策定・進行管理
- 人材育成の推進
- 組織機構・定員の適正管理
- AIをはじめとする新たなデジタル技術の活用推進

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
ひたちなか市行財政改革推進プランにおける実施計画の達成割合	—	100%

- 関連する市の計画等 >
- ひたちなか市行財政改革推進プラン
 - ひたちなか市デジタル化推進指針
 - ひたちなか市デジタル化推進アクションプラン

2 財政基盤の確立

現状と課題

- 市債残高の増加は財政硬直化の要因となることから、原則として当該年度の償還元金を上回らない範囲で新規市債を発行することで残高の減少に努めていますが、大型事業の実施等により、今後、市債残高が増加に転じるが見込まれています。
- 今後も本市の発展に必要な事業を推進することで市債残高の増加が見込まれることから、適正な予算執行に取り組むとともに、市債管理基金、財政調整基金による財源過不足の年度間調整や特定目的基金の有効活用を通じて、健全な財政運営に努めています。
- 本市においても人口が減少に転じ、少子高齢化が更に進展することが予測されています。社会保障関連経費の増大に対応しながら、未永く発展できる持続可能な都市経営を実現するため、安定した財政基盤を確立する必要があります。

取組と方針

- 自主財源の確保に努めるとともに、既存事業の見直しや業務の効率化に取り組み、経常的経費の縮減を図り、安定した財政基盤を確立します。
- 企業誘致や産業の活性化を通じて税収の向上に努めるとともに、課税客体を確実に把握し、適正課税に努めます。また、未納者に対しては滞納整理を実施し、早期収納に努めます。
- 国・県の補助制度の見直しの動向に注視しながら中長期的な財政見通しを策定し、積極的に補助金や交付金を活用することで効率的な財政運営に努めます。
- 健全な財政運営の目安となる経常収支比率、健全化判断比率などの財政指標の適正化に努めます。
- 積極的に未利用市有財産の売却等を推進します。
- 社会状況の変化等による新たな課題や多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、民間ならではの柔軟な発想や専門性の活用がこれまで以上に求められることから、公共施設等を対象にした公民連携を推進します。

主な取組

- 市税収納対策の推進
- 積極的な未利用市有財産の売却等の推進
- 公共施設等を対象とした公民連携の推進

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
市税収納率	99.1%	99.1%



用語解説

- **市債管理基金**...市の借金である市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営のために積み立てる貯金。
- **財政調整基金**...自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで年度間の財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。
- **経常収支比率**...財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率。
- **健全化判断比率**...自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す。実質公債費比率は、自治体の特定の用途が決まっていない一般的な年間の収入に対し借金返済額が占める割合を示す数値。借金を返し始める時期で大きく変化するため、過去3年間の平均を用いる。将来負担比率は、今後、返済が必要な自治体の借金の総額が、特定の用途が決まっていない一般的な収入の何倍に相当するかを示す数値。4指標とも数値が大きいほど財政状況は悪いとされる。

VI-8

つながりが広がる地域社会

広域連携



基本方針

人口減少・少子高齢化にあっても、行政サービスの質を確保・向上させるため、県央地区など周辺自治体などとの連携を深め、災害対応、環境・廃棄物処理、医療・福祉、地域経済の振興など、共同で取り組むことが適した分野において、効果的かつ持続可能な広域行政を推進します。

主観指標

効率的な市役所の運営に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.02
- 目標値（令和11年） 3.07

関係部署

- 環境政策課
- プロジェクト推進課
- 政策秘書課

1 広域的なまちづくり

現状と課題

- ひたちなか・東海行政連絡協議会において、ひたちなか地区開発など東海村と共有する課題に対して連携を深めながら取り組んでいます。
- ひたちなか・東海広域事務組合が管理する斎場と下水道設備は経年劣化が進んでおり、持続可能な利用のために長寿命化対策が必要な状況です。また、消防庁舎・設備についても計画的な更新に取り組んでいく必要があります。
- 県央の9市町村で構成する県央地域首長懇話会に参画し、県央地域全体の発展と住民サービスの向上などにつながる取組を推進しています。

取組と方針

- ひたちなか地区開発の整備促進など、本市及び東海村において共有する広域的な対応が必要な課題について協議・検討を進める。
- ひたちなか・東海広域事務組合において東海村と共同処理を行っている斎場、クリーンセンター、下水道の管理運営及び消防に関する業務について、村及び組合と協調し、円滑な推進に向けた効率的な体制づくりを進めます。
- 県央地域の市町村と連携し、県央地域に共通する諸課題の解決や、圏域全体の住民サービスの確保・向上、人口定住の促進などに取り組めます。

主な取組

- ひたちなか・東海行政連絡協議会における東海村との連携の推進
- 広域利用施設の指定管理と公共施設マネジメントの推進
- 下水道ストックマネジメントの推進
- 県央地域首長懇話会の構成市町村との連携の推進
- 北関東・新潟地域連携軸推進協議会など広域的に自治体間で連携する協議会への参画



用語解説

- **ひたちなか・東海行政連絡協議会**...ひたちなか市及び東海村の首長と議会議長により構成される協議会。
- **県央地域首長懇話会**...県央地域の9市町村（ひたちなか市、水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）で構成され、環境や観光、公の施設の広域利用などの分野において広域的な連携を図っている。
- **北関東・新潟地域連携軸推進協議会**...北関東及び新潟県地域の高速道路・国道網、鉄道網等の沿線上に位置する自治体の連携・交流を目的に設立された組織。